



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和6年4月1日 曜日 第496号外4

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程の一部改正..... (行政経営課) 1
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正..... (") 2
 愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正..... (子育て支援課) 2
 加入区の設定（特定養殖共済）..... (漁政課) 2
 加入区の設定及び廃止（養殖共済）..... (") 2
 加入区の設定及び廃止（漁獲共済）..... (") 7
 漁業の免許（2件）..... (水産課) 7
 遊漁規則の認可..... (")36
 県営住宅の家賃の収納事務の委託..... (建築住宅課)50
 道路の供用開始（県道桜井山路線）..... (東予地方局今治土木事務所)50

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程..... (監査事務局)51

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則..... (教育総務課)52
 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... (高校教育課)54

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... (教育総務課)56

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)58
 職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... (")58
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (")61
 管理監督職務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則..... (")67

人事委員会告示

へき地学校等の指定の一部改正..... (人事委員会事務局)68

選挙管理委員会告示

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程..... (選挙管理委員会)68

県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令..... (議会議務局)69

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課)70

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課)73

告 示

○愛媛県告示第298号

愛媛県行政改革・地方分権推進委員会規程（平成23年3月愛媛県告示第376号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶 務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>総務部総務管理局行政経営課</u> において 処理する。	(庶 務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>総務部行財政改革局行革分権課</u> において 処理する。

○愛媛県告示第299号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第866号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
1 省略 2 閲覧所の場所及び閲覧時間 (1) 閲覧所の場所 次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 20%;">公表事項</th> <th>閲覧所の場所</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政令第7条第1項各号に掲げる事項</td> <td><u>総務部総務管理局行政経営課</u> 内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> (2) 省略 3 省略	公表事項	閲覧所の場所	省略		政令第7条第1項各号に掲げる事項	<u>総務部総務管理局行政経営課</u> 内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内	省略		1 省略 2 閲覧所の場所及び閲覧時間 (1) 閲覧所の場所 次の表の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 20%;">公表事項</th> <th>閲覧所の場所</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>政令第7条第1項各号に掲げる事項</td> <td><u>総務部行財政改革局行革分権課</u>内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> (2) 省略 3 省略	公表事項	閲覧所の場所	省略		政令第7条第1項各号に掲げる事項	<u>総務部行財政改革局行革分権課</u> 内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内	省略	
公表事項	閲覧所の場所																
省略																	
政令第7条第1項各号に掲げる事項	<u>総務部総務管理局行政経営課</u> 内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内																
省略																	
公表事項	閲覧所の場所																
省略																	
政令第7条第1項各号に掲げる事項	<u>総務部行財政改革局行革分権課</u> 内並びに地方局地域産業振興部総務県民課内及び支局総務県民室内並びに土木事務所（今治土木事務所及び八幡浜土木事務所を除く。）内																
省略																	

○愛媛県告示第300号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶 務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部生きがい推進局子育て支援課</u> _____ において処理する。	(庶 務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課</u> において処理する。

○愛媛県告示第301号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、一定の区域を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

のり等養殖業（のり養殖業）

加入区の名	区 域
新居浜加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第302号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成31年4月愛媛県告示第270号）は、廃止する。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

1 かき養殖業

養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	区	域
燧灘第1加入区	燧区第33号	漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧区第35号	漁業権漁場の区域
燧灘第3加入区	燧区第38号	漁業権漁場の区域
燧灘第4加入区	燧区第39号	漁業権漁場の区域
燧灘第5加入区	燧区第40号	漁業権漁場の区域
燧灘第6加入区	燧区第42号	漁業権漁場の区域
燧灘第7加入区	燧区第50号	漁業権漁場の区域
燧灘第8加入区	燧区第51号	漁業権漁場の区域
燧灘第9加入区	燧区第57号	漁業権漁場の区域
燧灘第10加入区	燧区第61号	漁業権漁場の区域
燧灘第11加入区	燧区第69号	漁業権漁場の区域
燧灘第12加入区	燧区第70号	漁業権漁場の区域
燧灘第13加入区	燧区第71号	漁業権漁場の区域
燧灘第14加入区	燧区第79号	漁業権漁場の区域
燧灘第15加入区	燧区第82号	漁業権漁場の区域
燧灘第16加入区	燧区第83号	漁業権漁場の区域
伊予灘第1加入区	伊予区第3号	漁業権漁場の区域
宇和海第1加入区	宇海区第2号	漁業権漁場の区域
宇和海第2加入区	宇海区第3号	漁業権漁場の区域
宇和海第3加入区	宇海区第4号	漁業権漁場の区域
宇和海第4加入区	宇海区第5号	漁業権漁場の区域
宇和海第5加入区	宇海区第6号	漁業権漁場の区域
宇和海第6加入区	宇海区第7号	漁業権漁場の区域
宇和海第7加入区	宇海区第8号	漁業権漁場の区域
宇和海第8加入区	宇海区第9号	漁業権漁場の区域
宇和海第9加入区	宇海区第10号	漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇海区第11号	漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇海区第12号	漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇海区第13号	漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇海区第14号	漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇海区第15号	漁業権漁場の区域
宇和海第15加入区	宇海区第16号	漁業権漁場の区域
宇和海第16加入区	宇海区第17号	漁業権漁場の区域

宇和海第17加入区	宇海区第18号	漁業権漁場の区域
宇和海第18加入区	宇海区第19号	漁業権漁場の区域
宇和海第19加入区	宇海区第20号	漁業権漁場の区域
宇和海第20加入区	宇海区第21号	漁業権漁場の区域
宇和海第21加入区	宇海区第22号	漁業権漁場の区域
宇和海第22加入区	宇海区第23号	漁業権漁場の区域
宇和海第23加入区	宇海区第24号	漁業権漁場の区域
宇和海第24加入区	宇海区第25号	漁業権漁場の区域
宇和海第25加入区	宇海区第26号	漁業権漁場の区域
宇和海第26加入区	宇海区第27号	漁業権漁場の区域
宇和海第27加入区	宇海区第28号	漁業権漁場の区域
宇和海第28加入区	宇海区第29号	漁業権漁場の区域
宇和海第29加入区	宇海区第30号	漁業権漁場の区域
宇和海第30加入区	宇海区第34号	漁業権漁場の区域
宇和海第31加入区	宇海区第35号	漁業権漁場の区域
宇和海第32加入区	宇海区第36号	漁業権漁場の区域
宇和海第33加入区	宇海区第37号	漁業権漁場の区域
宇和海第34加入区	宇海区第38号	漁業権漁場の区域
宇和海第35加入区	宇海区第40号	漁業権漁場の区域
宇和海第36加入区	宇海区第41号	漁業権漁場の区域
宇和海第37加入区	宇海区第42号	漁業権漁場の区域
宇和海第38加入区	宇海区第43号	漁業権漁場の区域
宇和海第39加入区	宇海区第44号	漁業権漁場の区域
宇和海第40加入区	宇海区第45号	漁業権漁場の区域
宇和海第41加入区	宇海区第46号	漁業権漁場の区域
宇和海第42加入区	宇海区第47号	漁業権漁場の区域
宇和海第43加入区	宇海区第48号	漁業権漁場の区域
宇和海第44加入区	宇海区第49号	漁業権漁場の区域
宇和海第45加入区	宇海区第51号	漁業権漁場の区域
宇和海第46加入区	宇海区第52号	漁業権漁場の区域
宇和海第47加入区	宇海区第53号	漁業権漁場の区域
宇和海第48加入区	宇海区第54号	漁業権漁場の区域
宇和海第49加入区	宇海区第55号	漁業権漁場の区域
宇和海第50加入区	宇海区第56号	漁業権漁場の区域
宇和海第51加入区	宇海区第57号	漁業権漁場の区域
宇和海第52加入区	宇海区第58号	漁業権漁場の区域
宇和海第53加入区	宇海区第59号	漁業権漁場の区域
宇和海第54加入区	宇海区第60号	漁業権漁場の区域
宇和海第55加入区	宇海区第61号	漁業権漁場の区域
宇和海第56加入区	宇海区第62号	漁業権漁場の区域
宇和海第57加入区	宇海区第63号	漁業権漁場の区域
宇和海第58加入区	宇海区第64号	漁業権漁場の区域
宇和海第59加入区	宇海区第68号	漁業権漁場の区域

宇和海第60加入区	<p>宇区第71号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県農林水産研究所水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈔</p> <p>点アは、基点から314度00分44秒1,169メートルの地点</p> <p>点イは、基点から310度55分43秒1,581メートルの地点</p> <p>点ウは、基点から335度34分54秒1,870メートルの地点</p> <p>点工は、基点から344度11分04秒1,537メートルの地点</p>	宇和海第84加入区	宇区第109号漁業権漁場の区域
宇和海第61加入区	<p>宇区第71号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県農林水産研究所水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈔</p> <p>点アは、基点から310度55分43秒1,581メートルの地点</p> <p>点イは、基点から309度43分45秒1,835メートルの地点</p> <p>点ウは、基点から331度43分31秒2,089メートルの地点</p> <p>点工は、基点から335度34分54秒1,870メートルの地点</p>	宇和海第85加入区	宇区第110号漁業権漁場の区域
宇和海第62加入区	宇区第73号漁業権漁場の区域	宇和海第86加入区	宇区第111号漁業権漁場の区域
宇和海第63加入区	宇区第74号漁業権漁場の区域	宇和海第87加入区	宇区第112号漁業権漁場の区域
宇和海第64加入区	宇区第75号漁業権漁場の区域	宇和海第88加入区	宇区第113号漁業権漁場の区域
宇和海第65加入区	宇区第76号漁業権漁場の区域	宇和海第89加入区	宇区第114号漁業権漁場の区域
宇和海第66加入区	宇区第77号漁業権漁場の区域	宇和海第90加入区	宇区第118号漁業権漁場の区域
宇和海第67加入区	宇区第78号漁業権漁場の区域	宇和海第91加入区	宇区第120号漁業権漁場の区域
宇和海第68加入区	宇区第84号漁業権漁場の区域	宇和海第92加入区	宇区第121号漁業権漁場の区域
宇和海第69加入区	宇区第85号漁業権漁場の区域	宇和海第93加入区	宇区第122号漁業権漁場の区域
宇和海第70加入区	宇区第86号漁業権漁場の区域	宇和海第94加入区	宇区第123号漁業権漁場の区域
宇和海第71加入区	宇区第87号漁業権漁場の区域	宇和海第95加入区	宇区第124号漁業権漁場の区域
宇和海第72加入区	宇区第88号漁業権漁場の区域	宇和海第96加入区	宇区第125号漁業権漁場の区域
宇和海第73加入区	宇区第89号漁業権漁場の区域	宇和海第97加入区	宇区第126号漁業権漁場の区域
宇和海第74加入区	宇区第90号漁業権漁場の区域	宇和海第98加入区	宇区第127号漁業権漁場の区域
宇和海第75加入区	宇区第91号漁業権漁場の区域	宇和海第99加入区	宇区第128号漁業権漁場の区域
宇和海第76加入区	宇区第92号漁業権漁場の区域	宇和海第100加入区	宇区第129号漁業権漁場の区域
宇和海第77加入区	宇区第93号漁業権漁場の区域	宇和海第101加入区	宇区第142号漁業権漁場の区域
宇和海第78加入区	宇区第94号漁業権漁場の区域	宇和海第102加入区	宇区第160号漁業権漁場の区域
宇和海第79加入区	宇区第95号漁業権漁場の区域	宇和海第103加入区	宇区第161号漁業権漁場の区域
宇和海第80加入区	宇区第105号漁業権漁場の区域	宇和海第104加入区	宇区第162号漁業権漁場の区域
宇和海第81加入区	宇区第106号漁業権漁場の区域	宇和海第105加入区	宇区第163号漁業権漁場の区域
宇和海第82加入区	宇区第107号漁業権漁場の区域	宇和海第106加入区	宇区第178号漁業権漁場の区域
宇和海第83加入区	宇区第108号漁業権漁場の区域	宇和海第107加入区	宇区第180号漁業権漁場の区域
		宇和海第108加入区	宇区第186号漁業権漁場の区域
		宇和海第109加入区	宇区第199号漁業権漁場の区域
		宇和海第110加入区	宇区第207号漁業権漁場の区域
		宇和海第111加入区	宇区第215号漁業権漁場の区域
		宇和海第112加入区	宇区第217号漁業権漁場の区域
		宇和海第113加入区	宇区第221号漁業権漁場の区域
		宇和海第114加入区	宇区第222号漁業権漁場の区域
		宇和海第115加入区	宇区第223号漁業権漁場の区域
		宇和海第116加入区	宇区第224号漁業権漁場の区域
		宇和海第117加入区	宇区第226号漁業権漁場の区域
		宇和海第118加入区	宇区第227号漁業権漁場の区域
		宇和海第119加入区	宇区第228号漁業権漁場の区域
		宇和海第120加入区	宇区第230号漁業権漁場の区域

宇和海第121加入区	宇区第231号漁業権漁場の区域
宇和海第122加入区	宇区第232号漁業権漁場の区域
宇和海第123加入区	宇区第233号漁業権漁場の区域
宇和海第124加入区	宇区第234号漁業権漁場の区域
宇和海第125加入区	宇区第235号漁業権漁場の区域
宇和海第126加入区	宇区第236号漁業権漁場の区域
宇和海第127加入区	宇区第237号漁業権漁場の区域
宇和海第128加入区	宇区第238号漁業権漁場の区域
宇和海第129加入区	宇区第239号漁業権漁場の区域
宇和海第130加入区	宇区第240号漁業権漁場の区域
宇和海第131加入区	宇区第241号漁業権漁場の区域
宇和海第132加入区	宇区第242号漁業権漁場の区域
宇和海第133加入区	宇区第243号漁業権漁場の区域
宇和海第134加入区	宇区第246号漁業権漁場の区域
宇和海第135加入区	宇区第247号漁業権漁場の区域
宇和海第136加入区	宇区第248号漁業権漁場の区域
宇和海第137加入区	宇区第250号漁業権漁場の区域
宇和海第138加入区	宇区第251号漁業権漁場の区域

宇和海第9加入区	宇区第117号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇区第216号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇区第218号漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇区第244号漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇区第245号漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇区第249号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第303号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号口の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（漁獲共済）（平成26年4月愛媛県告示第406号）は、廃止する。
 令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

てんぐさをとる漁業

加入区の名 称	区 域
野忽那加入区	伊共第18号漁業権漁場の区域
睦月加入区	伊共第25号漁業権漁場の区域
中島加入区	伊共第28号、伊共第30号、伊共第31号、伊共第35号、伊共第38号及び伊共第40号漁業権漁場の区域
中島三和加入区	伊共第42号、伊共第44号、伊共第47号、伊共第51号、伊共第52号、伊共第54号及び伊共第55号漁業権漁場の区域
松山市加入区	伊共第58号、伊共第60号及び伊共第62号漁業権漁場の区域
長浜町加入区	伊共第78号及び伊共第81号漁業権漁場の区域
磯津加入区	伊共第102号漁業権漁場の区域
有寿来加入区	伊共第105号漁業権漁場の区域
町見加入区	伊共第109号及び宇共第4号漁業権漁場の区域
瀬戸町加入区	伊共第111号及び宇共第3号漁業権漁場の区域
三崎加入区	伊共第113号及び宇共第1号漁業権漁場の区域
戸島加入区	宇共第28号漁業権漁場の区域
日振島加入区	宇共第29号及び宇共第32号漁業権漁場の区域
下灘加入区	宇共第36号及び宇共第37号漁業権漁場の区域
内海加入区	宇共第39号及び宇共第40号漁業権漁場の区域

4 小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業又は小割り式5年魚くろまぐる養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第1加入区	宇区第39号漁業権漁場の区域
宇和海第2加入区	宇区第96号漁業権漁場の区域
宇和海第3加入区	宇区第97号漁業権漁場の区域
宇和海第4加入区	宇区第98号漁業権漁場の区域
宇和海第5加入区	宇区第99号漁業権漁場の区域
宇和海第6加入区	宇区第100号漁業権漁場の区域
宇和海第7加入区	宇区第115号漁業権漁場の区域
宇和海第8加入区	宇区第116号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第304号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定に基づき令和6年4月1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。
 令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧共第1号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	令和5年12月26日愛媛県告示 第1343号のとおり	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで
燧共第2号	〃 〃	〃	〃
燧共第3号	〃 〃	〃	〃
燧共第4号	〃 〃	〃	〃
燧共第5号	〃 〃	〃	〃
燧共第6号	〃 〃	〃	〃
燧共第7号	〃 〃	〃	〃
燧共第8号	〃 〃	〃	〃
燧共第9号	〃 〃	〃	〃
燧共第10号	〃 〃	〃	〃
燧共第11号	〃 〃	〃	〃
燧共第12号	〃 〃	〃	〃
燧共第13号	〃 〃	〃	〃
燧共第14号	〃 〃	〃	〃
燧共第15号	〃 〃	〃	〃
燧共第16号	〃 〃	〃	〃
燧共第17号	〃 〃	〃	〃
燧共第18号	〃 〃	〃	〃
燧共第19号	〃 〃	〃	〃
燧共第20号	〃 〃	〃	〃
燧共第21号	〃 〃	〃	〃
燧共第22号	〃 〃	〃	〃
燧共第23号	〃 〃	〃	〃
燧共第24号	〃 〃	〃	〃
燧共第25号	〃 〃	〃	〃
燧共第26号	〃 〃	〃	〃
燧共第27号	〃 〃	〃	〃
燧共第28号	〃 〃	〃	〃

燧共第29号	〃 〃	〃	〃
燧共第30号	〃 〃	〃	〃
燧共第31号	〃 〃	〃	〃
燧共第32号	〃 〃	〃	〃
燧共第33号	〃 〃	〃	〃
燧共第34号	〃 〃	〃	〃
燧共第35号	〃 〃	〃	〃
燧共第36号	〃 〃	〃	〃
燧共第37号	〃 〃	〃	〃
燧共第38号	〃 〃	〃	〃
燧共第39号	〃 〃	〃	〃
燧共第40号	〃 〃	〃	〃
燧共第41号	〃 〃	〃	〃
燧共第42号	〃 〃	〃	〃
燧共第43号	〃 〃	〃	〃
燧共第44号	〃 〃	〃	〃
燧共第45号	〃 〃	〃	〃
燧共第46号	〃 〃	〃	〃
燧共第47号	〃 〃	〃	〃
燧共第48号	〃 〃	〃	〃
燧共第49号	〃 〃	〃	〃
燧共第50号	〃 〃	〃	〃
燧共第51号	〃 〃	〃	〃
燧共第52号	〃 〃	〃	〃
燧共第53号	〃 〃	〃	〃
燧共第54号	〃 〃	〃	〃
燧共第55号	〃 〃	〃	〃
燧共第56号	〃 〃	〃	〃
燧共第57号	〃 〃	〃	〃

燧共第58号	〃 〃	〃	〃
燧共第59号	〃 〃	〃	〃
燧共第60号	〃 〃	〃	〃
燧共第61号	〃 〃	〃	〃
燧共第62号	〃 〃	〃	〃
燧共第63号	〃 〃	〃	〃
燧共第64号	〃 〃	〃	〃
燧共第65号	〃 〃	〃	〃
燧共第66号	〃 〃	〃	〃
燧共第67号	〃 〃	〃	〃
燧共第68号	〃 〃	〃	〃
燧共第69号	〃 〃	〃	〃
燧共第70号	〃 〃	〃	〃
燧共第71号	〃 〃	〃	〃
燧共第72号	〃 〃	〃	〃
燧共第73号	〃 〃	〃	〃
燧共第74号	〃 〃	〃	〃
燧共第75号	〃 〃	〃	〃
燧共第76号	〃 〃	〃	〃
燧共第77号	〃 〃	〃	〃
燧共第78号	〃 〃	〃	〃
燧共第79号	〃 〃	〃	〃
燧共第80号	〃 〃	〃	〃
燧共第81号	〃 〃	〃	〃
燧共第82号	〃 〃	〃	〃
燧共第83号	〃 〃	〃	〃
燧共第84号	〃 〃	〃	〃
燧共第85号	〃 〃	〃	〃
燧共第86号	〃 〃	〃	〃

燧共第87号	〃 〃	〃	〃
燧共第88号	〃 〃	〃	〃
燧共第89号	〃 〃	〃	〃
燧共第90号	〃 〃	〃	〃
燧共第91号	〃 〃	〃	〃
燧共第92号	〃 〃	〃	〃
燧共第93号	〃 〃	〃	〃
燧共第94号	〃 〃	〃	〃
燧共第95号	〃 〃	〃	〃
燧共第96号	〃 〃	〃	〃
燧共第97号	〃 〃	〃	〃
燧共第98号	〃 〃	〃	〃
燧共第99号	〃 〃	〃	〃
燧共第100号	〃 〃	〃	〃
燧共第101号	〃 〃	〃	〃
燧共第102号	〃 〃	〃	〃
燧共第103号	〃 〃	〃	〃
燧共第104号	〃 〃	〃	〃
燧共第105号	〃 〃	〃	〃
燧共第106号	〃 〃	〃	〃
燧共第107号	〃 〃	〃	〃
燧共第108号	〃 〃	〃	〃
燧共第109号	〃 〃	〃	〃
燧共第110号	〃 〃	〃	〃
燧共第111号	〃 〃	〃	〃
燧共第112号	〃 〃	〃	〃
燧共第113号	〃 〃	〃	〃
燧共第114号	〃 〃	〃	〃
燧共第115号	〃 〃	〃	〃

燧共第116号	〃 〃	〃	〃
燧共第117号	〃 〃	〃	〃
燧共第118号	〃 〃	〃	〃
燧共第119号	〃 〃	〃	〃
燧共第120号	〃 〃	〃	〃
燧共第121号	〃 〃	〃	〃
燧共第122号	〃 〃	〃	〃
燧共第123号	〃 〃	〃	〃
燧共第124号	〃 〃	〃	〃
燧共第125号	〃 〃	〃	〃
燧共第126号	〃 〃	〃	〃
燧共第127号	〃 〃	〃	〃
燧共第128号	〃 〃	〃	〃
燧共第129号	〃 〃	〃	〃
燧共第130号	〃 〃	〃	〃
燧共第131号	〃 〃	〃	〃
伊共第1号	〃 〃	〃	〃
伊共第2号	〃 〃	〃	〃
伊共第3号	〃 〃	〃	〃
伊共第4号	〃 〃	〃	〃
伊共第5号	〃 〃	〃	〃
伊共第6号	〃 〃	〃	〃
伊共第7号	〃 〃	〃	〃
伊共第8号	〃 〃	〃	〃
伊共第9号	〃 〃	〃	〃
伊共第10号	〃 〃	〃	〃
伊共第11号	〃 〃	〃	〃
伊共第12号	〃 〃	〃	〃
伊共第13号	〃 〃	〃	〃

伊共第14号	〃 〃	〃	〃
伊共第15号	〃 〃	〃	〃
伊共第16号	〃 〃	〃	〃
伊共第17号	〃 〃	〃	〃
伊共第18号	〃 〃	〃	〃
伊共第19号	〃 〃	〃	〃
伊共第20号	〃 〃	〃	〃
伊共第21号	〃 〃	〃	〃
伊共第22号	〃 〃	〃	〃
伊共第23号	〃 〃	〃	〃
伊共第24号	〃 〃	〃	〃
伊共第25号	〃 〃	〃	〃
伊共第26号	〃 〃	〃	〃
伊共第27号	〃 〃	〃	〃
伊共第28号	〃 〃	〃	〃
伊共第29号	〃 〃	〃	〃
伊共第30号	〃 〃	〃	〃
伊共第31号	〃 〃	〃	〃
伊共第32号	〃 〃	〃	〃
伊共第33号	〃 〃	〃	〃
伊共第34号	〃 〃	〃	〃
伊共第35号	〃 〃	〃	〃
伊共第36号	〃 〃	〃	〃
伊共第37号	〃 〃	〃	〃
伊共第38号	〃 〃	〃	〃
伊共第39号	〃 〃	〃	〃
伊共第40号	〃 〃	〃	〃
伊共第41号	〃 〃	〃	〃
伊共第42号	〃 〃	〃	〃

伊共第43号	〃 〃	〃	〃
伊共第44号	〃 〃	〃	〃
伊共第45号	〃 〃	〃	〃
伊共第46号	〃 〃	〃	〃
伊共第47号	〃 〃	〃	〃
伊共第48号	〃 〃	〃	〃
伊共第49号	〃 〃	〃	〃
伊共第50号	〃 〃	〃	〃
伊共第51号	〃 〃	〃	〃
伊共第52号	〃 〃	〃	〃
伊共第53号	〃 〃	〃	〃
伊共第54号	〃 〃	〃	〃
伊共第55号	〃 〃	〃	〃
伊共第56号	〃 〃	〃	〃
伊共第57号	松山市三津一丁目7番36号 松山市漁業協同組合	〃	〃
伊共第58号	〃 〃	〃	〃
伊共第59号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	外1名 〃	〃
伊共第60号	松山市三津一丁目7番36号 松山市漁業協同組合	〃	〃
伊共第61号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	外1名 〃	〃
伊共第62号	松山市三津一丁目7番36号 松山市漁業協同組合	外1名 〃	〃
伊共第63号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	〃	〃
伊共第64号	伊予郡松前町大字浜597 松前町漁業協同組合	〃	〃
伊共第65号	〃 〃	〃	〃
伊共第66号	伊予市灘町357 伊予漁業協同組合	〃	〃
伊共第67号	〃 〃	〃	〃
伊共第68号	〃 〃	〃	〃
伊共第69号	〃 〃	〃	〃
伊共第70号	伊予市双海町上灘甲5722 - 3 上灘漁業協同組合	〃	〃
伊共第71号	〃 〃	〃	〃

伊共第72号	〃 〃	〃	〃
伊共第73号	〃 〃	〃	〃
伊共第74号	伊予市双海町串甲3655番地4 下瀬漁業協同組合	〃	〃
伊共第75号	〃 〃	〃	〃
伊共第76号	〃 〃	〃	〃
伊共第77号	〃 〃	〃	〃
伊共第78号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	〃	〃
伊共第79号	〃 〃	〃	〃
伊共第80号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	外1名	〃
伊共第81号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	〃	〃
伊共第82号	〃 〃	〃	〃
伊共第83号	〃 〃	〃	〃
伊共第84号	〃 〃	〃	〃
伊共第85号	〃 〃	〃	〃
伊共第86号	〃 〃	〃	〃
伊共第87号	〃 〃	〃	〃
伊共第88号	〃 〃	〃	〃
伊共第89号	〃 〃	〃	〃
伊共第90号	〃 〃	〃	〃
伊共第91号	〃 〃	〃	〃
伊共第92号	〃 〃	〃	〃
伊共第93号	〃 〃	〃	〃
伊共第94号	〃 〃	〃	〃
伊共第95号	〃 〃	〃	〃
伊共第96号	〃 〃	〃	〃
伊共第97号	〃 〃	〃	〃
伊共第98号	〃 〃	〃	〃
伊共第99号	〃 〃	〃	〃
伊共第100号	〃 〃	〃	〃

伊共第101号	〃 〃	〃	〃
伊共第102号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
伊共第103号	〃 〃	〃	〃
伊共第104号	〃 〃	〃	〃
伊共第105号	〃 〃	〃	〃
伊共第106号	〃 〃	〃	〃
伊共第107号	〃 〃	〃	〃
伊共第108号	〃 〃	〃	〃
伊共第109号	〃 〃	〃	〃
伊共第110号	〃 〃	〃	〃
伊共第111号	〃 〃	〃	〃
伊共第112号	〃 〃	〃	〃
伊共第113号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	〃	〃
伊共第114号	〃 〃	〃	〃
宇共第1号	〃 〃	〃	〃
宇共第2号	〃 〃	〃	〃
宇共第3号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇共第4号	〃 〃	〃	〃
宇共第5号	〃 〃	〃	〃
宇共第6号	〃 〃	〃	〃
宇共第7号	〃 〃	〃	〃
宇共第8号	〃 〃	〃	〃
宇共第9号	〃 〃	〃	〃
宇共第10号	〃 〃	〃	〃
宇共第11号	〃 〃	〃	〃
宇共第12号	〃 〃	〃	〃
宇共第13号	〃 〃	〃	〃
宇共第14号	〃 〃	〃	〃
宇共第15号	〃 〃	〃	〃

宇共第16号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	〃	〃
宇共第17号	〃 〃	〃	〃
宇共第18号	〃 〃	〃	〃
宇共第19号	〃 〃	〃	〃
宇共第20号	〃 〃	〃	〃
宇共第21号	〃 〃	〃	〃
宇共第22号	〃 〃	〃	〃
宇共第23号	〃 〃	〃	〃
宇共第24号	〃 〃	〃	〃
宇共第25号	〃 〃	〃	〃
宇共第26号	〃 〃	〃	〃
宇共第27号	〃 〃	〃	〃
宇共第28号	〃 〃	〃	〃
宇共第29号	〃 〃	〃	〃
宇共第30号	〃 〃	〃	〃
宇共第31号	〃 〃	〃	〃
宇共第32号	〃 〃	〃	〃
宇共第33号	〃 〃	〃	〃
宇共第34号	〃 〃	〃	〃
宇共第35号	〃 〃	〃	〃
宇共第36号	〃 〃	〃	〃
宇共第37号	〃 〃	〃	〃
宇共第38号	〃 〃	〃	〃
宇共第39号	南宇和郡愛南町舗越166番地3 愛南漁業協同組合	〃	〃
宇共第40号	〃 〃	〃	〃
宇共第41号	〃 〃	〃	〃
宇共第42号	南宇和郡愛南町舗越166番地3 愛南漁業協同組合	外1名	〃
宇共第43号	南宇和郡愛南町舗越166番地3 愛南漁業協同組合	〃	〃
宇共第44号	〃 〃	〃	〃

宇共第45号	” ”	”	”
宇共第46号	” ”	”	”
宇共第47号	” ”	”	”
宇共第48号	” ”	”	”
宇共第49号	” ”	”	”
宇共第50号	南宇和郡愛南町鮪越166番地3 愛南漁業協同組合 外1名	”	”
宇共第51号	南宇和郡愛南町久良1200-2 久良漁業協同組合	”	”
宇共第52号	南宇和郡愛南町鮪越166番地3 愛南漁業協同組合	”	”
伊珠区第1号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
伊珠区第2号	松山市三津一丁目7番36号 松山市漁業協同組合 外6名	”	”
伊珠区第3号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外4名	”	”
伊珠区第4号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外1名	”	”
伊珠区第5号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外2名	”	”
伊珠区第6号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
伊珠区第7号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合 外11名	”	”
伊珠区第8号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
伊珠区第9号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合 外3名	”	”
宇珠区第1号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外2名	”	”
宇珠区第2号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外3名	”	”
宇珠区第3号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
宇珠区第4号	” ”	”	”
宇珠区第5号	” ”	”	”
宇珠区第6号	” ”	”	”
宇珠区第7号	” ”	”	”
宇珠区第8号	” ”	”	”
宇珠区第9号	” ”	”	”
宇珠区第10号	” ”	”	”
宇珠区第11号	” ”	”	”
宇珠区第12号	” ”	”	”

宇珠区第13号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第14号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第15号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第16号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第17号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第18号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第19号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第20号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第21号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第22号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第23号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第24号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第25号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第26号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第27号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第28号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第29号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第30号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第31号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第32号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第33号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第34号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第35号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第36号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第37号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第38号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第39号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第40号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第41号	〃 〃	〃	〃

宇珠区第42号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第43号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第44号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第45号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第46号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第47号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第48号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第49号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第50号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第51号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第52号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第53号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第54号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第55号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第56号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第57号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第58号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第59号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第60号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第61号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第62号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第63号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第64号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第65号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第66号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第67号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第68号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第69号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第70号	〃 〃	〃	〃

宇珠区第71号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第72号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第73号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第74号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第75号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第76号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第77号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第78号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第79号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第80号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第81号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第82号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第83号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第84号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第85号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第86号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第87号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第88号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第89号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第90号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第91号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第92号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第93号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第94号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第95号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第96号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第97号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第98号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第99号	〃 〃	〃	〃

宇珠区第100号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第101号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第102号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第103号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第104号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第105号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第106号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第107号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第108号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第109号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第110号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第111号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第112号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第113号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第114号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第115号	南宇和郡愛南町鮪越166番地3 愛南漁業協同組合	〃	〃
宇珠区第116号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第117号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第118号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第119号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第120号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第121号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第122号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第123号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第124号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第125号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第126号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第127号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第128号	〃 〃	〃	〃

宇珠区第129号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第130号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第131号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第132号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第133号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第134号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第135号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第136号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第137号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第138号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第139号	〃 〃	〃	〃
宇珠区第140号	〃 〃	〃	〃
宇魚区第1号	〃 〃	〃	〃
燧区第1号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	〃	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
燧区第2号	〃 〃	〃	〃
燧区第3号	〃 〃	〃	〃
燧区第4号	〃 〃	〃	〃
燧区第5号	〃 〃	〃	〃
燧区第6号	〃 〃	〃	〃
燧区第7号	〃 〃	〃	〃
燧区第8号	〃 〃	〃	〃
燧区第9号	〃 〃	〃	〃
燧区第10号	〃 〃	〃	〃
燧区第11号	〃 〃	〃	〃
燧区第12号	〃 〃	〃	〃
燧区第13号	〃 〃	〃	〃
燧区第14号	〃 〃	〃	〃
燧区第15号	〃 〃	〃	〃
燧区第16号	〃 〃	〃	〃

燧区第17号	〃 〃	〃	〃
燧区第18号	〃 〃	〃	〃
燧区第19号	〃 〃	〃	〃
燧区第20号	〃 〃	〃	〃
燧区第21号	〃 〃	〃	〃
燧区第22号	〃 〃	〃	〃
燧区第23号	〃 〃	〃	〃
燧区第24号	〃 〃	〃	〃
燧区第25号	〃 〃	〃	〃
燧区第26号	〃 〃	〃	〃
燧区第27号	〃 〃	〃	〃
燧区第28号	〃 〃	〃	〃
燧区第29号	〃 〃	〃	〃
燧区第30号	〃 〃	〃	〃
燧区第31号	〃 〃	〃	〃
燧区第32号	〃 〃	〃	〃
燧区第33号	〃 〃	〃	〃
燧区第34号	〃 〃	〃	〃
燧区第35号	〃 〃	〃	〃
燧区第37号	〃 〃	〃	〃
燧区第38号	〃 〃	〃	〃
燧区第39号	〃 〃	〃	〃
燧区第40号	〃 〃	〃	〃
燧区第41号	〃 〃	〃	〃
燧区第42号	〃 〃	〃	〃
燧区第43号	〃 〃	〃	〃
燧区第44号	〃 〃	〃	〃
燧区第45号	〃 〃	〃	〃
燧区第46号	〃 〃	〃	〃

燧区第47号	〃 〃	〃	〃
燧区第48号	〃 〃	〃	〃
燧区第49号	〃 〃	〃	〃
燧区第50号	〃 〃	〃	〃
燧区第51号	〃 〃	〃	〃
燧区第52号	〃 〃	〃	〃
燧区第53号	〃 〃	〃	〃
燧区第54号	〃 〃	〃	〃
燧区第55号	〃 〃	〃	〃
燧区第56号	〃 〃	〃	〃
燧区第57号	〃 〃	〃	〃
燧区第58号	〃 〃	〃	〃
燧区第59号	〃 〃	〃	〃
燧区第60号	〃 〃	〃	〃
燧区第61号	〃 〃	〃	〃
燧区第62号	〃 〃	〃	〃
燧区第63号	〃 〃	〃	〃
燧区第64号	〃 〃	〃	〃
燧区第65号	〃 〃	〃	〃
燧区第66号	〃 〃	〃	〃
燧区第67号	〃 〃	〃	〃
燧区第68号	〃 〃	〃	〃
燧区第69号	〃 〃	〃	〃
燧区第70号	〃 〃	〃	〃
燧区第71号	〃 〃	〃	〃
燧区第72号	〃 〃	〃	〃
燧区第73号	〃 〃	〃	〃
燧区第74号	〃 〃	〃	〃
燧区第75号	〃 〃	〃	〃

燧区第76号	〃 〃	〃	〃
燧区第77号	〃 〃	〃	〃
燧区第78号	〃 〃	〃	〃
燧区第79号	〃 〃	〃	〃
燧区第80号	〃 〃	〃	〃
燧区第81号	〃 〃	〃	〃
燧区第82号	〃 〃	〃	〃
燧区第83号	〃 〃	〃	〃
伊区第1号	〃 〃	〃	〃
伊区第2号	〃 〃	〃	〃
伊区第3号	〃 〃	〃	〃
伊区第4号	〃 〃	〃	〃
伊区第5号	〃 〃	〃	〃
伊区第6号	〃 〃	〃	〃
伊区第7号	〃 〃	〃	〃
伊区第8号	〃 〃	〃	〃
宇区第1号	〃 〃	〃	〃
宇区第2号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇区第3号	〃 〃	〃	〃
宇区第4号	〃 〃	〃	〃
宇区第5号	〃 〃	〃	〃
宇区第6号	〃 〃	〃	〃
宇区第7号	〃 〃	〃	〃
宇区第8号	〃 〃	〃	〃
宇区第9号	〃 〃	〃	〃
宇区第10号	〃 〃	〃	〃
宇区第11号	〃 〃	〃	〃
宇区第12号	〃 〃	〃	〃
宇区第13号	〃 〃	〃	〃

宇区第14号	〃 〃	〃	〃
宇区第15号	〃 〃	〃	〃
宇区第16号	〃 〃	〃	〃
宇区第17号	〃 〃	〃	〃
宇区第18号	〃 〃	〃	〃
宇区第19号	〃 〃	〃	〃
宇区第20号	〃 〃	〃	〃
宇区第21号	〃 〃	〃	〃
宇区第22号	〃 〃	〃	〃
宇区第23号	〃 〃	〃	〃
宇区第24号	〃 〃	〃	〃
宇区第25号	〃 〃	〃	〃
宇区第26号	〃 〃	〃	〃
宇区第27号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	〃	〃
宇区第28号	〃 〃	〃	〃
宇区第29号	〃 〃	〃	〃
宇区第30号	〃 〃	〃	〃
宇区第31号	〃 〃	〃	〃
宇区第32号	〃 〃	〃	〃
宇区第33号	〃 〃	〃	〃
宇区第34号	〃 〃	〃	〃
宇区第35号	〃 〃	〃	〃
宇区第36号	〃 〃	〃	〃
宇区第37号	〃 〃	〃	〃
宇区第38号	〃 〃	〃	〃
宇区第39号	〃 〃	〃	〃
宇区第40号	〃 〃	〃	〃
宇区第41号	〃 〃	〃	〃
宇区第42号	〃 〃	〃	〃

宇区第43号	〃 〃	〃	〃
宇区第44号	〃 〃	〃	〃
宇区第45号	〃 〃	〃	〃
宇区第46号	〃 〃	〃	〃
宇区第47号	〃 〃	〃	〃
宇区第48号	〃 〃	〃	〃
宇区第49号	〃 〃	〃	〃
宇区第50号	〃 〃	〃	〃
宇区第51号	〃 〃	〃	〃
宇区第52号	〃 〃	〃	〃
宇区第53号	〃 〃	〃	〃
宇区第54号	〃 〃	〃	〃
宇区第55号	〃 〃	〃	〃
宇区第56号	〃 〃	〃	〃
宇区第57号	〃 〃	〃	〃
宇区第58号	〃 〃	〃	〃
宇区第59号	〃 〃	〃	〃
宇区第60号	〃 〃	〃	〃
宇区第61号	〃 〃	〃	〃
宇区第62号	〃 〃	〃	〃
宇区第63号	〃 〃	〃	〃
宇区第64号	〃 〃	〃	〃
宇区第65号	〃 〃	〃	〃
宇区第66号	〃 〃	〃	〃
宇区第67号	〃 〃	〃	〃
宇区第68号	〃 〃	〃	〃
宇区第69号	〃 〃	〃	〃
宇区第70号	〃 〃	〃	〃
宇区第71号	〃 〃	〃	〃

宇区第72号	〃 〃	〃	〃
宇区第73号	〃 〃	〃	〃
宇区第74号	〃 〃	〃	〃
宇区第75号	〃 〃	〃	〃
宇区第76号	〃 〃	〃	〃
宇区第77号	〃 〃	〃	〃
宇区第78号	〃 〃	〃	〃
宇区第79号	〃 〃	〃	〃
宇区第80号	〃 〃	〃	〃
宇区第81号	〃 〃	〃	〃
宇区第82号	〃 〃	〃	〃
宇区第83号	〃 〃	〃	〃
宇区第84号	〃 〃	〃	〃
宇区第85号	〃 〃	〃	〃
宇区第86号	〃 〃	〃	〃
宇区第87号	〃 〃	〃	〃
宇区第88号	〃 〃	〃	〃
宇区第89号	〃 〃	〃	〃
宇区第90号	〃 〃	〃	〃
宇区第91号	〃 〃	〃	〃
宇区第92号	〃 〃	〃	〃
宇区第93号	〃 〃	〃	〃
宇区第94号	〃 〃	〃	〃
宇区第95号	〃 〃	〃	〃
宇区第96号	〃 〃	〃	〃
宇区第97号	〃 〃	〃	〃
宇区第98号	〃 〃	〃	〃
宇区第99号	〃 〃	〃	〃
宇区第100号	〃 〃	〃	〃

宇区第101号	〃 〃	〃	〃
宇区第102号	〃 〃	〃	〃
宇区第103号	〃 〃	〃	〃
宇区第104号	〃 〃	〃	〃
宇区第105号	〃 〃	〃	〃
宇区第106号	〃 〃	〃	〃
宇区第107号	〃 〃	〃	〃
宇区第108号	〃 〃	〃	〃
宇区第109号	〃 〃	〃	〃
宇区第110号	〃 〃	〃	〃
宇区第111号	〃 〃	〃	〃
宇区第112号	〃 〃	〃	〃
宇区第113号	〃 〃	〃	〃
宇区第114号	〃 〃	〃	〃
宇区第115号	〃 〃	〃	〃
宇区第116号	〃 〃	〃	〃
宇区第117号	〃 〃	〃	〃
宇区第118号	〃 〃	〃	〃
宇区第119号	〃 〃	〃	〃
宇区第120号	〃 〃	〃	〃
宇区第121号	〃 〃	〃	〃
宇区第122号	〃 〃	〃	〃
宇区第123号	〃 〃	〃	〃
宇区第124号	〃 〃	〃	〃
宇区第125号	〃 〃	〃	〃
宇区第126号	〃 〃	〃	〃
宇区第127号	〃 〃	〃	〃
宇区第128号	〃 〃	〃	〃
宇区第129号	〃 〃	〃	〃

宇区第130号	〃 〃	〃	〃
宇区第131号	〃 〃	〃	〃
宇区第132号	〃 〃	〃	〃
宇区第133号	〃 〃	〃	〃
宇区第134号	〃 〃	〃	〃
宇区第135号	〃 〃	〃	〃
宇区第136号	〃 〃	〃	〃
宇区第137号	〃 〃	〃	〃
宇区第138号	〃 〃	〃	〃
宇区第139号	〃 〃	〃	〃
宇区第140号	〃 〃	〃	〃
宇区第141号	〃 〃	〃	〃
宇区第142号	〃 〃	〃	〃
宇区第143号	〃 〃	〃	〃
宇区第144号	〃 〃	〃	〃
宇区第145号	〃 〃	〃	〃
宇区第146号	〃 〃	〃	〃
宇区第147号	〃 〃	〃	〃
宇区第148号	〃 〃	〃	〃
宇区第149号	〃 〃	〃	〃
宇区第150号	〃 〃	〃	〃
宇区第151号	〃 〃	〃	〃
宇区第152号	〃 〃	〃	〃
宇区第153号	〃 〃	〃	〃
宇区第154号	〃 〃	〃	〃
宇区第155号	〃 〃	〃	〃
宇区第156号	〃 〃	〃	〃
宇区第157号	〃 〃	〃	〃
宇区第158号	〃 〃	〃	〃

宇区第159号	〃 〃	〃	〃
宇区第160号	〃 〃	〃	〃
宇区第161号	〃 〃	〃	〃
宇区第162号	〃 〃	〃	〃
宇区第163号	〃 〃	〃	〃
宇区第164号	〃 〃	〃	〃
宇区第165号	〃 〃	〃	〃
宇区第166号	〃 〃	〃	〃
宇区第167号	〃 〃	〃	〃
宇区第168号	〃 〃	〃	〃
宇区第169号	〃 〃	〃	〃
宇区第170号	南宇和郡愛南町鮪越166番地3 愛南漁業協同組合	〃	〃
宇区第171号	〃 〃	〃	〃
宇区第172号	〃 〃	〃	〃
宇区第173号	〃 〃	〃	〃
宇区第174号	〃 〃	〃	〃
宇区第175号	〃 〃	〃	〃
宇区第176号	〃 〃	〃	〃
宇区第177号	〃 〃	〃	〃
宇区第178号	〃 〃	〃	〃
宇区第179号	〃 〃	〃	〃
宇区第180号	〃 〃	〃	〃
宇区第181号	〃 〃	〃	〃
宇区第182号	〃 〃	〃	〃
宇区第183号	〃 〃	〃	〃
宇区第184号	〃 〃	〃	〃
宇区第185号	〃 〃	〃	〃
宇区第186号	〃 〃	〃	〃
宇区第187号	〃 〃	〃	〃

宇区第188号	〃 〃	〃	〃
宇区第189号	〃 〃	〃	〃
宇区第190号	〃 〃	〃	〃
宇区第191号	〃 〃	〃	〃
宇区第192号	〃 〃	〃	〃
宇区第193号	〃 〃	〃	〃
宇区第194号	〃 〃	〃	〃
宇区第195号	〃 〃	〃	〃
宇区第196号	〃 〃	〃	〃
宇区第197号	〃 〃	〃	〃
宇区第198号	〃 〃	〃	〃
宇区第199号	〃 〃	〃	〃
宇区第200号	〃 〃	〃	〃
宇区第201号	〃 〃	〃	〃
宇区第202号	〃 〃	〃	〃
宇区第203号	〃 〃	〃	〃
宇区第204号	〃 〃	〃	〃
宇区第205号	〃 〃	〃	〃
宇区第206号	〃 〃	〃	〃
宇区第207号	〃 〃	〃	〃
宇区第208号	〃 〃	〃	〃
宇区第209号	〃 〃	〃	〃
宇区第210号	〃 〃	〃	〃
宇区第211号	〃 〃	〃	〃
宇区第212号	〃 〃	〃	〃
宇区第213号	〃 〃	〃	〃
宇区第214号	〃 〃	〃	〃
宇区第215号	〃 〃	〃	〃
宇区第216号	〃 〃	〃	〃

宇区第217号	〃 〃	〃	〃
宇区第218号	〃 〃	〃	〃
宇区第219号	〃 〃	〃	〃
宇区第220号	〃 〃	〃	〃
宇区第221号	〃 〃	〃	〃
宇区第222号	〃 〃	〃	〃
宇区第223号	〃 〃	〃	〃
宇区第224号	〃 〃	〃	〃
宇区第225号	〃 〃	〃	〃
宇区第226号	〃 〃	〃	〃
宇区第227号	〃 〃	〃	〃
宇区第228号	〃 〃	〃	〃
宇区第230号	〃 〃	〃	〃
宇区第231号	〃 〃	〃	〃
宇区第232号	〃 〃	〃	〃
宇区第233号	〃 〃	〃	〃
宇区第234号	〃 〃	〃	〃
宇区第235号	〃 〃	〃	〃
宇区第236号	〃 〃	〃	〃
宇区第237号	〃 〃	〃	〃
宇区第238号	〃 〃	〃	〃
宇区第239号	〃 〃	〃	〃
宇区第240号	〃 〃	〃	〃
宇区第241号	〃 〃	〃	〃
宇区第242号	〃 〃	〃	〃
宇区第243号	〃 〃	〃	〃
宇区第244号	南宇和郡愛南町久良1200 - 2 久良漁業協同組合	〃	〃
宇区第245号	〃 〃	〃	〃
宇区第246号	〃 〃	〃	〃

宇区第247号	” ”	”	”
宇区第248号	” ”	”	”
宇区第249号	” ”	”	”
宇区第250号	” ”	”	”
宇区第251号	” ”	”	”

○愛媛県告示第305号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定に基づき令和6年4月1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
内共第1号	四国中央市富郷町津根山字寺野352番地7 銅山川漁業協同組合	令和5年12月26日愛媛県告示 第1344号のとおり	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで
内共第2号	四国中央市土居町天満110番地1 土居町内水面漁業協同組合	”	”
内共第3号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
内共第4号	” ”	”	”
内共第5号	西条市中野甲1172番地4 加茂川漁業協同組合	”	”
内共第6号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”
内共第7号	” ”	”	”
内共第8号	西条市丹原町田野上方2156番地5 中山川漁業協同組合	”	”
内共第9号	” ”	”	”
内共第10号	今治市玉川町法界寺甲114番地1 蒼社川漁業協同組合	”	”
内共第11号	伊予郡松前町大字浜597 松前町漁業協同組合	”	”
		外1名	
内共第12号	伊予郡砥部町五本松436番地 重信川漁業協同組合	”	”
内共第13号	松山市東川町甲105番地 湯山漁業協同組合	”	”
内共第14号	上浮穴郡久万高原町上黒岩2912番地 面河川漁業協同組合	”	”
内共第15号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	”	”
内共第16号	” ”	”	”
内共第17号	大洲市柚木1034番地3 肱川漁業協同組合	”	”
内共第18号	西予市野村町野村12号470番地 肱川上流漁業協同組合	”	”
内共第19号	宇和島市三間町音地289番地 広見川漁業協同組合	”	”
内共第20号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	”	”

内共第21号	宇和島市津島町岩松388番地5 岩松川漁業協同組合	〃	〃
内区第1号	松山市二番町四丁目6番地2 愛媛県漁業協同組合	〃	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
内区第2号	〃 〃	〃	〃
内区第3号	〃 〃	〃	〃
内区第4号	〃 〃	〃	〃
内区第5号	西条市禎瑞676番地 高橋 昇 外5名	〃	〃
内区第6号	今治市新谷甲298番地の1 丹下 榮	〃	〃
内区第7号	〃 〃	〃	〃
内区第8号	〃 〃	〃	〃
内区第9号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第306号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日次のように遊漁規則を認可した。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

銅山川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
銅山川漁業協同組合
四国中央市富郷町津根山字寺野352番地7
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号
- 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日
- 4 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、銅山川漁業協同組合の有する内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご、にじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において、手釣、竿釣、友釣、たも網、せん及び擬餌の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第8条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそ

れがあると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第8条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

第3条 瀬張り、やな、狩刺網、やす及び掛針の漁具、漁法により遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
た も 網	口径30センチメートル以内
せ ん	連結禁止・せんの使用は5本までとする。

（遊漁期間）

第4条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁期間は7月1日から翌年3月31日までの間とする。

（禁止区域）

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
長瀬橋から上流の銅山川本支流	10月1日から 翌1月31日まで
柳瀬ダムえん堤から上流270メートル以内の区域	1月1日から 12月31日まで
別子ダムえん堤から上流200メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から下流320メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から上流700メートル以内の区域	同 上

（期間の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる期間内であれば採捕してはならない。

名称	期間
うなぎ	7月1日から9月30日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

名称	大きさ
こい	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
にじます	全長15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の者のときは、手釣及び竿釣については無料とする。また、第4項に規定する漁場監視員に納付する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
手釣、竿釣、友釣、たも網、せん及び擬餌	1日	1,500円
	1年	6,000円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、次のとおりとする。

内容		期間	特別遊漁料
漁具・漁法	魚種	1年	20,000円
投網(前項に掲げる漁具、漁法を含む。)	あゆ・こい		

3 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所において納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる遊漁料は、組合が指定する店舗の店頭、インターネットサイト及び漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認書に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認書(様式第2号)を交付するものとする。

2 遊漁承認書は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 第9条第1項の遊漁承認書の交付を受けた者(以下「遊漁者」という。)は、遊漁をする場合には、遊漁承認書を携帯し、第11条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認書を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

土居町内水面漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

土居町内水面漁業協同組合

四国中央市土居町天満110番地1

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、土居町内水面漁業協同組合の有する内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者(以下「遊漁者」という。)は、あらかじめ、別様式第1号により組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 手釣及び竿釣以外の漁具又は漁法により、遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あまご	2月1日から9月30日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の場合には無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あまご	手釣・竿釣	1日 1,000円
		1年 4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

- (1) 山内工務店(四国中央市土居町入野197-23)
0896-74-2324
- (2) ビッグウエスト(四国中央市中之庄町409-1)
0896-24-7500
- (3) リビングしのはら(四国中央市土居町入野817-3)
0896-74-7878
- (4) トリトン新居浜店(新居浜市徳常町2-4)
0897-33-9848
- (5) 土居町内水面漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

加茂川漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
加茂川漁業協同組合
西条市中野甲1172番地4
- 2 漁業権の免許番号
内共第5号
- 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日
- 4 遊漁規則の全文(様式は、省略)
(目的)

第1条 この規則は、加茂川漁業協同組合の有する内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内において、手釣、竿釣、穴釣、延なわ(つけ釣)、友釣、せん(せきせんを除く。以下同じ)、引網、狩刺網、及びすくい網(追取)の漁具又は漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項に掲げる遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

2 漁場区域内において、前項に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域、遊漁期間等を記載した遊漁承認申請書(様式第1号)を組合に提出してその承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項又は第4項の遊漁料を納付した者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、承認するものとする。

4 第3項の規定により承認を受けた者は、直ちに第8条第3項の遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。
(漁業の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具を使用して採捕してはならない。

水産動物	漁具
あゆ	金突、空掛、水中鉄砲、シャクリ、投(と)網、まきえつり、握魚
うなぎ	シャクリ、投(と)網、まきえつり、握魚
あまご	金突、空掛、水中鉄砲、シャクリ、投(と)網、まきえつり、握魚

(漁具又は漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具又は漁法	規模
引網 すくい網(追取)	網目の大きさは15センチメートルにつき10節以下

2 狩刺網及び引網の漁具又は漁法による遊漁の従事者は、承認1件につき3人までとする。

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
うなぎ	25センチメートル
あまご	15センチメートル

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それ

それぞれ右欄に掲げる期間内に行わなければならない。

水産動物	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで
う な ぎ	4月1日から9月30日まで
あ ま ご	2月1日から9月30日まで

(遊漁禁止区域)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
黒瀬ダムえん提から上流150メートル及び下流130メートルの間	1月1日から12月31日まで
武丈堰から古川橋上流端より上流60メートルまでの間	10月16日から11月15日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条第1項に掲げる漁具又は漁法によって遊漁をする場合の遊漁料は、次のとおりとする。

	漁具・漁法	期 間	単位	遊漁料
ア	引網(イ、ウを含む)	8月1日から12月31日まで	1年	30,000円
イ	すくい網(追取)(ウを含む)	7月1日から12月31日まで	1年	10,000円
ウ	引網及びすくい網(追取)以外の漁具、漁法	1月1日から12月31日まで	1日	2,000円
			1年	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については無料とする。ただし、組合が行う特別放流のときは、この限りでない。

3 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の遊漁料は、理事会で定める。

4 遊漁料は、組合事務所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の規定による遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の規定による承認をしたときは、遊漁承認証(様式第2号。組合が指定するオンラインシステムにおいて発行するものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにおいて遊漁承認証が発行された場合は、印刷して携帯し、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

中山川漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

中山川漁業協同組合
西条市丹原町田野上方2156番地5

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、中山川漁業協同組合の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(前項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

(1) シャクリ(あゆ又はあまごを目的とするものに限る。)

(2) ヤス

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内に行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
あ ま ご	2月1日から9月30日まで
もくずがに	9月1日から翌3月31日まで(かにかごによってする場合に限る。)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
志河川角立橋から素鷲神社前の橋までの区域	1月1日から 12月31日まで
中山川新兵衛橋上流端から上流200メートルまでの区域	
保井野(鞍瀬川)「ツバ山」下流端から「マキワタリ」までの区域	
滑川梅敷橋下流から「アカナベ」までの区域	10月15日から 12月31日まで
中山川鉄橋下流端から新兵衛橋上流端までの区域	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、カニ籠を使用する場合は、1籠あたり300円を加えた金額とし、その数は5籠までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あこ うな ま あ も く ず が に ゆ い ぎ こ	竿釣り及びかにかご	1年	4,000円
	竿釣り、かにかご及びたも網		5,000円
	竿釣り、かにかご、たも網、投(と)網及び刺し網	1年	10,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、遊漁者が中学校生徒以下のときは、竿釣りについては無料とする。
- 3 遊漁料は、組合事務所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

蒼社川漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

- 蒼社川漁業協同組合
今治市玉川町法界寺甲114番地1
- 2 漁業権の免許番号
内共第10号
- 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日
- 4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、蒼社川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第10号第5種共同漁業に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者の行う当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ及びあまご。以下「水産動物」という。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場の区域内において手釣り、竿釣り、友釣り、たも網、すくい網、せん及び投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(様式第1号)を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により申請があった場合には当該申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第3条 瀬張りやな、狩さし網、空掛け及びやす(水中銃を含む。)の漁具漁法により遊漁してはならない。

2 2個以上のせんを連結し、うなぎを採捕してはならない。

3 4月1日より7月31日の間及び夜間は、投網を使用して遊漁してはならない。

(遊漁禁止期間等)

第4条 あゆを採捕しようとする者は、次の表の左欄に掲げる期間中は、当該右欄に掲げる区域においてあゆを採捕してはならない。

期 間	区 域
6月1日から 同月30日まで	今治市玉川町法界寺えん堤から上流

(遊漁禁止区域)

第5条 次の各号に掲げる区域内では、遊漁してはならない。

- 1 玉川ダムのダムサイドから上流200メートルまでの区域
- 2 玉川ダムの貯水池内で前号以外の区域においては、水際より20メートル以上離れた区域
- 3 各魚道施設の上流端より下流端

(体長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる体長のもを採捕してはならない。

魚種	体長
あまご	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。

漁具漁法		1年間の遊漁料	備考
ア	手釣、竿釣、友釣、せん、たも網及びすくい網(あゆの採捕は、たも網及びすくい網を除く)	4,000円	
イ	手釣、竿釣、友釣、せん、たも網、すくい網及び投網	6,000円	

- 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は5万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。
- 前2項の規定にかかわらずアの項の漁具漁法で遊漁する場合に限り、遊漁料を小学生以下は無料、75歳以上は半額とする。
- 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

- 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者(以下「遊漁者」という。)は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示にしたがわなければならない。

- 遊漁者は、遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

- 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関し、必要な指示をすることができる。
- 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

重信川漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

- 漁業権者の名称及び住所
重信川漁業協同組合
伊予郡砥部町五本松436番地
- 漁業権の免許番号
内共第12号

3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、重信川漁業協同組合の有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網及び投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

4 組合は、第2項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第3項の規定の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

5 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料又は同条第2項の特別遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 空掛け・やな・狩りさし網・瀬張り及び石かまの漁具漁法によりあゆを採捕してはならない。

- やすを使用し、遊漁をしてはならない。
- はえ縄の漁具漁法により、うなぎを採捕してはならない。
- やなの設置場所から上流100mまでの区域においては、網又は灯火を使用し、遊漁してはならない。
- あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池3本、球38mmとする。

6 投網を使用して行う遊漁の従事者は、網1統につき2人以内とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
うなぎ	4月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 重信川尻、内共第12号の漁場区域から上流4番鎌の標識までの区域内において、10月1日から10月31日までの期間内は、う

なぎ以外を採捕してはならない。

2 川内町表川滝の下橋より上流100m及び下流天神橋100mの間は魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止する。

3 砥部町衡上断層付近河川上流大岩橋100m及び下流蛸橋100m区間は、魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止する。

4 国道56号線重信川大橋南側を東へ500mの間は、鮎釣り専用箇所として年間投網で遊漁をしてはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条第2項における遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、中学生以下の遊漁料は、手釣及び竿釣については無料とする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
手釣、竿釣、たも網	1年	1,500円
投網	1年	2,500円

2 第2条第3項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、1万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。

3 遊漁料および特別遊漁料は、組合事務所又は組合の委託した取扱所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認期間
- (2) 漁具・漁法
- (3) 発行者名

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、発行者名を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

湯山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
湯山漁業協同組合
松山市東川町甲105番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第13号
- 3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、湯山漁業協同組合の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 曳網、ヤス、からがけ、やな、刺網、瀬張り、石がまの漁具漁法により遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内において遊漁をしてはならない。

- (1) 横谷川調整池及び横谷川調整池下流槽井出の間
- (2) 石手川にかかる宿野橋下流端より下流四国電力株式会社湯山発電所放水口上流端の間
- (3) 石手川ダムえん堤上流端より上流500メートルの間及び同えん堤下流端より下流150メートルの石手川にかかっている橋の上流端の間
- (4) その他理事が水産動植物の繁殖保護、漁業調整上特に必要と認める区域ただし、その区域を定めたときは、これを公示しなければならない

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	期間
あまご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

漁具・漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
手釣・竿釣・友釣	500円	2,000円
手釣・竿釣・友釣・投網	2,000円	3,500円

- 中学生以下の者の遊漁料は第1項の規定にかかわらず、手釣、竿釣については無料とする。
- 遊漁料納付の場所は、組合事務所及び組合の委託した取扱所とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとし、投網の遊漁承認証については、発行番号に を付し他の遊漁承認証と区別する。

- 承認を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- 実施年度
- 発行者名及び発行番号

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- 住所、氏名及び生年月日
- 有効期間
- 注意事項
- その他必要な事項
- 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

面河川漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

- 漁業権者の名称及び住所
面河川漁業協同組合
上浮穴郡久万高原町上黒岩2912番地
- 漁業権の免許番号
内共第14号
- 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、面河川漁業協同組合の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、なげ網、やす、かご及び小型狩刺網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、なげ網、やす、かご及び小型狩刺網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限及び禁止)

第3条 発射装置を有するやすを使用し遊漁をしてはならない。
2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
大型狩刺網	高さ3メートル以内 長さ50メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人3統以内
小型狩刺網	高さ1.2メートル以内 長さ30メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人5統以内
と網・投げ網	投げ網長さ20メートル以内 網目15ミリメートル以上 1人1投以内
たも網	口径1メートル以内
うえ	口径1メートル以内 長さ2メートル以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁法で行う遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁 法	期 間
友釣、手釣、竿釣、たも網及びかご以外の漁具・漁法で行う遊漁	8月3日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する鑑札交付所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない

- 四国電力堰堤魚道及び砂防堰堤魚道
- やなの設置場所(やな口)から上流100メートルまで
- 面河ダムサイドから上流200メートルまで

(4) 久万高原町下直瀬大橋下流端から川崎堰堤上流端まで
(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	期 間
こ い	全長20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、なげ網、やす、かご及び小型狩刺網による遊漁の場合において、面河川漁業協同組合事務所、久万、面河、柳谷の各役場事務担当者、ならびに組合の委託した取扱所に納付する遊漁料は次のとおりとする。

漁具・漁法	年間遊漁料	1日遊漁料
友釣(竿釣・手釣・たも網を含む)	7,000円	3,000円
竿釣・手釣・たも網	2,800円	1,700円
”(高校生)	850円	
やす(たも網を含む)	3,800円	
”(高校生)	1,350円	
うなぎかご	4,800円	
と網・投げ網	5,900円	
小型狩刺網	7,000円	
友釣・竿釣・手釣・たも網・やす・小型狩刺網	11,500円	

2 その他の漁具漁法による遊漁の場合において、第2条第2項の規定により承認を受けた場合に納付する遊漁料は次のとおりとする。

漁具・漁法	期間	年間遊漁料
大型狩刺網	1年	37,000円
うえ	1年	8,100円
やな	1年	100,000円

3 漁場における遊漁料納付の場合は、現場発行料500円を徴収する。

4 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前第1項、第2項の規定にかかわらずそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

対 象	遊 漁 料
未就学の幼児	無料
小・中学生	手釣、竿釣について無料
小・中学生	やす(たも網を含む)について、高校生と同額
小・中学生	手釣、竿釣、やす(たも網を含む)以外の漁具・漁法について、第1項及び第2項に規定する額の2分の1
70歳以上の高齢者	手釣、竿釣について無料

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行される

ものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

肱川漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

肱川漁業協同組合
大洲市柚木1034番地3

2 漁業権の免許番号
内共第17号

3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、肱川漁業協同組合の有する内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動

植物（あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第10条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
じんどう	1人30本まで。2個以上のじんどうを連結してうなぎを採捕してはならない。
なげ網	なげ網使用は、1人1つとし、長さは20メートル以下でなければならない。
かにかご	かにかごは、1人5統までとする。住所、氏名を書きかにかごに付ける。
友釣り	友釣りのおとりあゆは、生きたあゆを使用しなければならない。

2 瀬張り設置場所から、上流100メートルの間において、瀬張り漁を行っている組合員がなげ網漁をしている場合は、漁具又は灯火を使用して遊漁をしてはならない。

（禁止漁具及び漁法）

第4条 次に掲げる漁具及び漁法による遊漁をしてはならない。

- 1 瀬張り、たてきり、張り網及び狩刺し網
- 2 てっぽうやす及び潜水してのやすの使用
- 3 水中に電流を通じてする遊漁
- 4 潜水器を使用した遊漁
- 5 舟を使用した遊漁
- 6 空掛つり
- 7 瀬干漁法（瀬替漁法）

（灯火の制限）

第5条 6月1日から7月31日までの間は、灯火を使用して遊漁をしてはならない。

2 8月1日から12月31日までの間は、あゆを採捕する目的で利用できる灯火は、電池は3本、球は3.8アンペア以下の灯火とする。

3 水中での灯火の使用を禁止する。

（従事者の制限）

第6条 投網による遊漁の従事者は認めない。

（遊漁期間）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げた期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日午前5時から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
あ ま ご	2月1日から9月30日まで
も く ず が に	（大洲市大川）鳥首から上流と全域の支流 8月1日から4月30日まで （大洲市大川）鳥首から下流・本流 9月1日から4月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する各釣具店に掲示して公表するものとする。

（禁止区域）

第8条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
大洲市肱川町鹿野川ダム下端から下流150メートルまで。	1月1日から12月31日まで
喜多郡内子町五十崎龍宮堰上流200メートル地点から、上流280メートルの間。	1月1日から12月31日まで
喜多郡内子町うずしり 堰から上流270メートルの間及び同堰上流端から下流90メートルの間。	1月1日から12月31日まで
伊予市中山町大字中山幕の内堰、上流端から上流400メートルの間。	1月1日から12月31日まで
喜多郡内子町小田地区 明治橋上流端から下流122メートルの堰堤までの間。	1月1日から12月31日まで

区 域	期 間
大洲市春賀 峠橋下流500メートル地点より下流300メートルの間。（通称たてのしる）あゆの採捕を禁止する。	10月1日から11月30日まで
大洲市新谷 矢落川新大橋下流10メートル地点より、上流400メートルの間。	1月1日から12月31日まで
喜多郡内子町五十崎 龍宮堰から上流50メートル、下流50メートルの間。	6月1日から6月30日まで
大洲市八多喜町 祇園大橋上流から下流400メートルの間。あゆの採捕を禁止する。	10月1日から11月30日まで
大洲市春賀 峠橋上流端から下流300メートルの間。あゆの採捕を禁止する。	10月1日から11月30日まで

2 次に掲げる区域は、釣り専用区とする。

- (1) 大洲市河辺町 河辺川「ふるさとの宿」付近500メートル

（全長制限）

第9条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	15センチメートル以下
う な ぎ	25センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第10条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の者の遊漁料は、遊漁A・Bについては、無料とする。

- 一 手釣、竿釣、たも網、すくい網又は友釣り、なげ網、じんどう、かにかごによる遊漁の場合

漁具・漁法		期間	遊漁料
遊漁B	手釣・竿釣、たも網、及びすくい網	1日	1,000円
		1年	2,500円
遊漁A	友釣り、じんどう、なげ網及びBの漁法	1日	1,500円
		1年	4,000円
かにかご	かにかご(5個まで)	1年	5,000円

二 その他の場合

漁具・漁法		期間	遊漁料
とあみ	投網及びB・Aの漁法	1日	3,000円
		1年	8,000円

2 遊漁料は、組合事務所、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

- (1) 蒼社川漁業協同組合(今治市玉川町法界寺114-1)
- (2) 肱川上流漁業協同組合(西予市野村町野村12号470)
- (3) 釣具フレンド松山店(松山市保免西4丁目7-24)
- (4) 釣具フレンド松前店(伊予郡松前町大字東古泉1番地1)
- (5) ジャンプ土居田店(松山市土居田町108-2)
- (6) ジャンプ伊予店(伊予市米湊1361)
- (7) ジャンプワールド大洲店(大洲市東大洲1574-1)
- (8) ENEOS大川SS(大洲市成能甲513-2)
- (9) 紺屋釣具店(喜多郡内子町五十崎甲1928-2)
- (10) フィッシュパス

(遊漁承認に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認書は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
肱川、五郎橋から峠橋に至る区域(指定された産卵場)

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

肱川上流漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
肱川上流漁業協同組合
西予市野村町野村12号470番地
 - 2 漁業権の免許番号
内共第18号
 - 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日
 - 4 遊漁規則の全文(様式は、省略)
- (目的)

第1条 この規則は、肱川上流漁業協同組合の有する内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、友掛け、穴釣り、たも網等、はえなわ、栓(じんど)及び投網(投げ網を含む。)による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物・道具・漁法、漁業区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、友掛け、穴釣り、たも網等、栓(じんど)又は投網(投げ網を含む。)による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするもの

とする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項に掲げる遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 瀬張り、やな又は刺し網の漁具・漁法
 - (2) やす及び空針掛け(水中のしゃくり掛けを含む。)の漁具・漁法
 - (3) 瀬張りの設置場所から上流50メートルの区域内において、漁具を使用する漁法又は夜間に灯火を使用する漁法
 - (4) 水中に電流を通じてする漁法
 - (5) 第4条に規定する期間内においても、6月1日から8月31日までの期間に夜間に灯火を使用する方法
 - (6) 農薬又は毒物等を使用する方法
 - (7) 栓(じんど)を使用する漁法において、遊漁者1人が栓の総本数30本を超えること
 - (8) 夜間に船舶を使用して野村ダム湖面において水産動物を採捕すること
- (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。ただし、第1条に掲げる肱川上流漁業協同組合(以下「組合」という。)が、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の期間を制限することができる。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する販売店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の区域内、期間及び漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 愛媛県漁業調整規則で定めた禁漁区域
- (2) 組合が設置する保護区域内で、禁止する期間、漁法及び保護をする魚種を定めた場合のその範囲内での漁法
- (3) 鹿野川ダム堰堤から上流150メートルの区域内
- (4) 野村ダム堰堤から上流500メートル及び下流100メートルの区域内

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
こい	全長20センチメートル
うなぎ	全長25センチメートル
あまご	全長が15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかか

わらず、中学生以下の者の遊漁については無料とする。

(単位：円)

等級	漁具・漁法	遊漁料
2級	投網(投げ網を含む。)、栓(じんど)友掛け、たも網、はえなわ及び3級の漁法	1日 2,000
		1年 6,000
3級	釣り(手釣り、竿釣り、穴釣り等)	1日 1,000
		1年 2,500

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 肱川上流漁業協同組合(西予市野村町野村12号470番地)
 - (2) 組合が指定する販売店
- (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) その他参考となるべき事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないも

のとする。

広見川漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

広見川漁業協同組合
宇和島市三間町音地289番地

2 漁業権の免許番号

内共第19号

3 遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、広見川漁業協同組合の有する内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手、手釣、竿釣、たも網、投網、なげ網、狩刺網、はさみ、やす、びん、せん、じんど、又はうえによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手、手釣、竿釣、たも網、投網、なげ網、狩刺網、はさみ、やす、びん、せん、じんど、又はうえによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
狩刺網	1人につき網4統以内で勢子は1名以内とする。 網目2センチメートル以上。
鯉網	1人につき網4統以内で勢子は網1統につき1名以内とする。
せん	合計して40本以内とする。
うえ、じんど、かにかご、ころばしうえ	合計して20個以内とする。ただし、ころばしうえは3個以内とする。

2 広見川においては、次に掲げる漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 夜間水中に潜水して点灯しての漁法
- (2) 水中に潜水し、やす(もり)、はさみを使用する漁法
- (3) あゆの空掛け釣り

- (4) 瀬干漁法(瀬替漁法)
- (5) 酸素ポンベを使用する漁法
- (6) 発射装置の付いたやす(もり)
- (7) 水中に電流を通じてする漁法
- (8) 毒物等を使用し魚類を採捕する漁法
- (9) 両方の堰の和が、5メートルを超えるころばしうえ
- (10) 堰に転石以外を使用したころばしうえ

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法によりイ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 期 間
友釣り	あゆ	6月1日から12月31日まで
狩刺網・なげ網投網	あゆ	8月1日から12月31日まで
	こい	1月1日から12月31日まで
	あまご	8月1日から9月30日まで
うえ・じんどかにかご	もくずがに	8月1日から12月31日まで
やな	あまご、もくずがに、あゆ、こい、うなぎ	9月1日から12月20日まで (あまごは、9月1日から9月30日まで)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証の販売所に掲示する。

(禁止区域)

第5条 第4条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内、期間及び漁法による遊漁を営んではならない。

- (1) 愛媛県漁業調整規則で定める禁止区域
- (2) 次の表の左欄に掲げる区域内での右欄に掲げる期間中における、徒手、手釣、竿釣、たも網、やす、せん、びん、かにかご、じんど以外の漁法。

区 域	期 間
やな堰落し口より上流300メートルの間	9月1日から12月20までの間

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	全長20センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲羅の長さ3センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

種別	漁具・漁法	期間	遊漁料
第1種	徒手、手釣、竿釣(あゆ友釣りを除く)、たも網	1日	1,000円
		1年	3,000円

第2種	徒手、手釣、竿釣、あゆ友釣り、たも網、なげ網、やす、投網、びん、はさみ、せん10本以内及びころばしうえ、かにかご、じんどを含む5個以内	1日	3,000円
		1年 ただし、ころばしうえ、かにかご、じんどは8月1日から12月31日まで	5,000円
特種	せん30本以内	1年	8,000円
	ころばしうえ、かにかご、じんどを含む15個以内	8月1日から12月31日まで	8,000円
	狩刺網	8月1日から12月31日まで	15,000円
	鯉網	1年	10,000円
	うえ、やな	9月1日から12月20日まで	30,000円
老人・学生	(第7条第3項のとおり)		

2 遊漁料の納付は、組合又は各地区の支部長に納付するものとする。

3 遊漁者が中学生以下及び満75歳以上の者は、第1項の第1種の場合に限り無料とする。ただし、その者が第1項の第2種の遊漁を行う場合は遊漁料3,000円を納めなければならない。また、特種の遊漁を行う場合には、その遊漁料を納めなければならない。
(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、やなの施設は、12月31日までに撤去しなければならない。

5 遊漁者は、農業利水の井堰及び給水管の設置してある場所の川底をかくはんしてはならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

7 遊漁者は、漁具に氏名を明確につけること。
(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

岩松川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の名称及び住所
岩松川漁業協同組合
宇和島市津島町岩松388番地5
- 2 漁業権の免許番号
内共第21号

- 3 遊漁規則の施行の日
令和6年4月1日
- 4 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、岩松川漁業協同組合の有する内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うなぎ、及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、せん、投網、たも網、石ぐる又はなげ網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、せん、投網、たも網、石ぐる又はなげ網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 狩刺網、空掛け、やす及び火ぶりの漁具、漁法により遊漁してはならない。

2 投網及びなげ網の網目は15センチメートル以上、従事者は1統につき2人以内でなければならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から10月15日まで11月1日から11月30日まで
う な ぎ	4月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の区域内で遊漁してはならない。

- (1) 拝高イデ上流端から上流稲中イデ下流端までの間
- (2) 山財湯乃香橋上流端から柳川橋下流端までの間

(3) 畑地川(保場川)坂の内イデから上流400メートルの間(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

Table with 2 columns: 魚種 (Fish Species) and 全長 (Total Length). Rows include: あゆ (8cm or less), うなぎ (25cm or less), もくずがに (5cm or less).

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料(手釣、竿釣、及びたも網に限る)、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、その他の者は、次の表のとおりとする。

Table with 3 columns: 魚種 (Fish Species), 漁具・漁法 (Fishing Gear/Method), 遊漁料 (Fishing Fee). Rows include: あゆ (hand fishing, rod fishing, etc.), うなぎ (hand fishing, rod fishing, etc.), もくずがに (hand fishing, rod fishing, etc.).

2 投網及びなげ網を使用するときの従事者1人につき500円を納付すること。

3 遊漁料の納付は組合の事務所及び各地区の組合役員の自宅においてしなければならない。

(遊漁承認に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
(2) 承認期間
(3) 魚種
(4) 漁具・漁法
(5) 遊漁区域
(6) 遊漁料の額
(7) 注意事項
(8) その他参考となるべき事項
(9) 発行者名

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為はしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
(2) 有効期間
(3) 注意事項
(4) その他必要な事項
(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

○愛媛県告示第307号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

○愛媛県告示第308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類 (Road Type), 路線名 (Route Name), 区間 (Section), 旧・新別 (Old/New), 敷地の員 (Area), 延長 (Length), 備考 (Remarks). Rows include: 県道 桜井山路線 (Prefectural Road Sakuraiyama Line).

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
 同 松 下 行 吉
 同 大 石 豪
 同 高 石 淳

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職) 第3条 省略 2 前項の職のほか、事務局に次の職を置くことができる。 (1)・(2) 省略 (3) 副主幹 (4) 専門幹 (5) 省略 (6) 省略 3 省略 (職務) 第4条 省略 2～5 省略 6 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、グループの事務を管理し、当該グループに属する職員の指導及び育成を行う。</u> 7 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u> 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略	(職) 第3条 省略 2 前項の職のほか、事務局に次の職を置くことができる。 (1)・(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 3 省略 (職務) 第4条 省略 2～5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>(14) 副主幹</u></p> <p><u>(15) 専門幹</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 主任技師</u></p> <p><u>(27) 省略</u></p> <p><u>(28) 省略</u></p> <p><u>(29) 省略</u></p> <p><u>(30) 省略</u></p> <p>(31) 主任技術員</p> <p><u>(32) 省略</u></p> <p><u>(33) 省略</u></p> <p><u>(34) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第29号までの職は事務局職員、<u>同項第30号から第34号までの職</u>はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p>第10条 必要な課及び室に参事、副参事、<u>専門幹</u>、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課若しくは室又は係に、必要に応じて副主幹又は担当係長を置く。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p>	<p>(職)</p> <p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 省略</u></p> <p><u>(27) 省略</u></p> <p><u>(28) 省略</u></p> <p><u>(29) 省略</u></p> <p><u>(30) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第26号までの職は事務局職員、<u>同項第27号から第30号までの職</u>はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p>第10条 必要な課及び室に参事、副参事_____、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課若しくは室又は係に、必要に応じて_____担当係長を置く。</p> <p>3・4 省略</p>

6 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。

- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略

(その他の職員)

第12条 第9条及び第10条に定めるもののほか、課及び室に主任主事、主任技師、主事、技師その他の必要な職員を置く。

2 主任主事、主任技師、主事、技師その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

(その他の職員)

第12条 第9条及び第10条に定めるもののほか、課及び室に主任主事_____、主事、技師その他の必要な職員を置く。

2 主任主事_____、主事、技師その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県総合教育センター管理規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第5条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 副主幹</p> <p>(8) 専門幹</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>2 前項第1号から第16号までの職は事務職員又は技術職員を、第17号及び第18号の職はその他の職員をもつて充てる。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第5条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>2 前項第1号から第14号までの職は事務職員又は技術職員を、第15号及び第16号の職はその他の職員をもつて充てる。</p>

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 副主幹</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

(6) 専門幹	(5) 省略
(7) 省略	(6) 省略
(8) 省略	(7) 省略
(9) 省略	(8) 省略
(10) 省略	(9) 省略
(11) 省略	(10) 省略
(12) 省略	(11) 省略
(13) 省略	(12) 省略
(14) 主任技師	(13) 省略
(15) 省略	(14) 省略
(16) 省略	(15) 省略
(17) 省略	(16) 省略
(18) 省略	
(19) 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 省略</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、次の教職員を置く。 指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員、技術主任、<u>主任技術員</u>、技術員、技能主任、<u>主任技能員</u>、技能員、主任業務員及び業務員</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 技術主任、<u>主任技術員</u>及び技術員は、上司の命を受け、学校のボイラーの運転その他の技術的業務に従事する。</p> <p>4 技能主任、<u>主任技能員</u>及び技能員は、上司の命を受け、農業教育又は水産教育に必要な作業、児童及び生徒の介護その他の技能的業務に従事する。</p> <p>5 省略</p> <p>第17条の2 <u>学校に、事務主幹を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>事務主幹は、その学校の事務職員をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>事務主幹は、事務長を補佐するとともに、上司の命を受け、学校の事務を管理し、当該管理する事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>第17条の3 省略</p> <p>第19条 学校に、<u>主任主事</u>、<u>主任技師</u>、主事及び技師を置くことができる。</p> <p>2 <u>主任主事及び主事は、その学校の事務職員をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、次の教職員を置く。 指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員、寄宿舎指導員、学校栄養職員、技術主任____、技術員、技能主任____、技能員、主任業務員及び業務員</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 技術主任____及び技術員は、上司の命を受け、学校のボイラーの運転その他の技術的業務に従事する。</p> <p>4 技能主任____及び技能員は、上司の命を受け、農業教育又は水産教育に必要な作業、児童及び生徒の介護その他の技能的業務に従事する。</p> <p>5 省略</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>第19条 学校に____、主事及び技師を置くことができる。</p> <p>2 ____主事は、その学校の事務職員をもつて充てる。</p> <p>3 ____主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p>

4 主任技師及び技師は、その学校の技術職員をもつて充てる。

5 主任技師及び技師は、上司の命を受け、技術に従事する。

別表（第1条の2関係）

1・2 省略
3 省略
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略
11 省略
12 省略

4 _____ 技師は、その学校の技術職員をもつて充てる。

5 _____ 技師は、上司の命を受け、技術に従事する。

別表（第1条の2関係）

1・2 省略
3 弓削高等学校
4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略
11 省略
12 省略
13 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第4条 必要な課に副参事、<u>副主幹、専門幹</u>、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項から<u>第11項まで及び第13項から第15項まで</u>に規定する職務に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 必要な課に副参事_____、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、<u>第5項から第9項まで、第11項、第12項及び第13項</u>に規定する職務に従事する。</p>

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 副主幹、<u>専門幹</u>、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、<u>第10項及び第11項</u>、第9条第6項並びに<u>第10条第13項から第15項まで</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>6 主任主事、主任技師、主事及び技師は、組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>7・8 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 _____教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項_____、第9条第6項並びに<u>第10条第11項、第12項及び第13項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>6 主任主事_____、主事及び技師は、組織規則第12条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>7・8 省略</p>

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2~5 省略</p> <p>6 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2~5 省略</p>

7 専門幹は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。

8 指導主事は、組織規則第10条第8項に規定する職務に従事する。

9 専門員は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。

10 省略

11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。

12 省略

13 省略

6 指導主事は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。

7 専門員は、組織規則第10条第9項に規定する職務に従事する。

8 省略

9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第11項及び第12項に規定する職務に従事する。

10 省略

11 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3-31

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の職）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の職のほか、必要があると認めるときは、次の職を置くことができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>副主幹</u></p> <p>(4) <u>専門幹</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>主任主事</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>7 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 <u>主任主事及び主事は、上司の命を受け事務に従事する。</u></p>	<p>（職員の職）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の職のほか、必要があると認めるときは、次の職を置くことができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 _____主事は、上司の命を受け事務に従事する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6-220

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正）

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第4条関係）

行政職群級別職務区分表

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
2級		省略 <u>主任主事（2級）</u> <u>主任技師（2級）</u>
3級		省略 主任 <u>主任主事（3級）</u> <u>主任技師（3級）</u> 省略
省略		省略
5級		省略 主幹 <u>副主幹</u> <u>専門幹</u> 省略
省略		省略

備考 省略

別表第5（第4条関係）

医療職群(二)級別職務区分表

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
2級		省略 <u>主任技師（2級）</u>
3級		主任（3級） <u>主任技師（3級）</u>
4級		省略 主任（4級） <u>主任技師（4級）</u>
省略		省略
6級		<u>副主幹</u> <u>専門幹</u> 薬剤部次長 省略
省略		省略

備考 省略

別表第6（第4条関係）

医療職群(三)級別職務区分表

別表第1（第4条関係）

行政職群級別職務区分表

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
2級		省略 <u>主任主事</u> <u>主任技師</u>
3級		省略 主任 省略
省略		省略
5級		省略 主幹 省略
省略		省略

備考 省略

別表第5（第4条関係）

医療職群(二)級別職務区分表

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
2級		省略 <u>主任技師</u>
3級		主任（3級）
4級		省略 主任（4級）
省略		省略
6級		 薬剤部次長 省略
省略		省略

備考 省略

別表第6（第4条関係）

医療職群(三)級別職務区分表

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	管理者の事務部局	省略 _____
2 級		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師 <u>主任技師（2級）</u>
3 級		主任（3級） <u>主任技師（3級）</u>
省略		省略
6 級		<u>副看護部長</u> _____ <u>副主幹</u> <u>専門幹</u> 省略
7 級		省略 _____

備考 省略

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	管理者の事務部局	省略 <u>主任技師</u>
2 級		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師 _____
3 級		主任（3級） _____
省略		省略
6 級		<u>副看護部長（6級）</u> _____
7 級		省略 <u>副看護部長（7級）</u>

備考 省略

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>別表（第2条関係）</u></p> <p><u>愛媛県土地開発公社</u></p> <p><u>公立大学法人愛媛県立医療技術大学</u></p> <p><u>公益財団法人えひめ産業振興財団</u></p> <p><u>一般社団法人愛媛県観光物産協会</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県国際交流協会</u></p> <p><u>公益財団法人えひめ農林漁業振興機構</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県動物園協会</u></p> <p><u>一般社団法人e.n</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県文化振興財団</u></p> <p><u>一般社団法人せとうち観光推進機構</u></p> <p><u>一般社団法人四国ツーリズム創造機構</u></p> <p><u>全国農業協同組合連合会</u></p>	<p><u>別表（第2条関係）</u></p> <p><u>愛媛県土地開発公社</u></p> <p><u>公立大学法人愛媛県立医療技術大学</u></p> <p><u>公益財団法人えひめ産業振興財団（昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>一般社団法人愛媛県観光物産協会（平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県国際交流協会（平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県動物園協会（昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>一般社団法人せとうち観光推進機構（平成28年3月10日に一般社団法人せとうち観光推進機構という名称で設立された法人をいう。）</u></p>

一般社団法人四国ツーリズム創造機構（平成30年12月25日に一般社団法人四国ツーリズム創造機構という名称で設立された法人をいう。）
 全国農業協同組合連合会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1271

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10（第3条関係） 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10（第3条関係） 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	知事の事務 部局	担当係長 <u>主任主事（3級）</u> <u>主任技師（3級）</u> 省略	3 級	知事の事務 部局	担当係長 _____ _____ 省略
		人事委員会の事務部局			担当係長 _____
		議会の事務部局			
		監査委員の事務部局			
		教育委員会の事務部局			担当係長 <u>主任主事（3級）</u> <u>主任技師（3級）</u> 省略
	警察の事務部局	<u>主任主事（3級）</u> <u>主任技師（3級）</u>			
省略			省略		
5 級	省略		5 級	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 市町立小・中学校の事務長 事務主幹		教育委員会の事務部局	省略 市町立小・中学校の事務長 _____
	省略			省略	

6級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（6級） <u>建築審査専門監（6級）</u> えひめ野球文化推進監（6級） <u>文化振興推進監（6級）</u> 省略 _____ _____ 省略 地方局健康福祉環境部地域福祉課長 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長 省略 東予地方局今治土木事務用地課長 南予地方局八幡浜土木事務用地課長 省略 研修所次長 東京事務所副所長 省略 えひめ学園長 <u>危機管理調整監（6級）</u> 省略	6級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（6級） _____ えひめ野球文化推進監（6級） _____ 省略 <u>感染症対策調整監（6級）</u> <u>少子化対策推進マネージャー（6級）</u> 省略 地方局健康福祉環境部地域福祉課長 _____ _____ 省略 地方局土木事務用地課長 _____ _____ 省略 研修所次長 _____ 省略 えひめ学園長 _____ _____ 省略
	省略	省略			
7級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（7級） <u>建築審査専門監（7級）</u> えひめ野球文化推進監（7級） <u>文化振興推進監（7級）</u> 省略 _____ _____ 省略 地方局農林水産振興部農業振興課農業普及振興監（7級） <u>危機管理調整監（7級）</u>	7級	知事の事務 部局	省略 営業本部マネージャー（7級） _____ えひめ野球文化推進監（7級） _____ 省略 <u>感染症対策調整監（7級）</u> <u>少子化対策推進マネージャー（7級）</u> 省略 地方局農林水産振興部農業振興課農業普及振興監（7級） _____
	省略	省略			
8級	知事の事務 部局	省略 東京事務所長 省略 _____ 省略	8級	知事の事務 部局	省略 東京事務所副所長 省略 <u>危機管理調整監</u> 省略
	省略	省略			
9級	知事の事務 部局	省略 _____	9級	知事の事務 部局	省略 営業統括部長

	省略 少子化対策・女性活躍統括部長 省略 _____
省略	

	省略 福祉政策統括監 省略 東京事務所長
省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
2級	主任（2級）に相当する伝令、分隊長、教官、課付、 <u>隊付</u> 又は署付 省略
3級	係長（3級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付、 <u>隊付</u> 又は署付 主任（3級）に相当する伝令、分隊長、教官、課付、 <u>隊付</u> 又は署付 省略
4級	上席係長（4級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付、 <u>隊付</u> 若しくは署付 係長（4級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付、 <u>隊付</u> 又は署付 主任（4級）に相当する伝令、分隊長、教官、課付、 <u>隊付</u> 又は署付 省略
5級	省略 上席係長（5級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付、 <u>隊付</u> 若しくは署付 係長（5級）に相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付、 <u>隊付</u> 又は署付
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1級	知事の事務部局	省略 <u>主任技師（1級）</u>
	省略	
2級	知事の事務部局	主任研究員（2級） <u>主任技師（2級）</u>
	省略	
省略		

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
2級	主任（2級）に相当する伝令、分隊長、教官、課付_____又は署付 省略
3級	係長（3級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付_____又は署付 主任（3級）に相当する伝令、分隊長、教官、課付_____又は署付 省略
4級	上席係長（4級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付_____ 若しくは署付 係長（4級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付_____又は署付 主任（4級）に相当する伝令、分隊長、教官、課付_____又は署付 省略
5級	省略 上席係長（5級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付_____ 若しくは署付 係長（5級）に相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、課付_____又は署付
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1級	知事の事務部局	省略 <u>主任技師</u> _____
	省略	
2級	知事の事務部局	主任研究員（2級） _____
	省略	
省略		

4 級	知事の事務 部局	専門幹
	警察の事務 部局	省略
省略		

4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務 部局	主任技師（3級）
	教育委員会 の事務部局	省略
4 級	知事の事務 部局	担当係長 主任技師（4級）
	省略	
省略		
6 級	知事の事務 部局	省略
7 級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長 家畜病性鑑定所長

6 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務 部局	省略 主任技師（1級）
2 級	知事の事務 部局	技師（2級） 主任技師（2級）
3 級	知事の事務 部局	主任技師（3級）
省略		
6 級	知事の事務 部局	児童支援専門員 看護主幹 省略
省略		

7・8 省略

4 級		
	警察の事務 部局	省略
省略		

4 省略

5 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級		
	教育委員会 の事務部局	省略
4 級	知事の事務 部局	担当係長 _____
	省略	
省略		
6 級	知事の事務 部局	省略 家畜病性鑑定所長
7 級	知事の事務 部局	省略 保健所の課長 _____

6 医療職給料表(□)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	知事の事務 部局	省略 主任技師 _____
2 級	知事の事務 部局	技師（2級） _____
省略		
6 級	知事の事務 部局	児童支援専門員 _____ 省略
省略		

7・8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、えひめ学園、しげのぶ特別支援学校及び新居浜特別支援学校川西分校に勤務する職員、総務部に勤務する部付の職にある職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>	<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、えひめ学園及びしげのぶ特別支援学校_____に勤務する職員、総務部に勤務する部付の職にある職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																															
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事の事務部局</td> <td>省略</td> <td rowspan="10">1種</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>少子化対策・女性活躍統括部長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>東京事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">省略</td> <td>_____</td> <td rowspan="10">3種</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>地方局土木事務所管理課長</td> </tr> <tr> <td><u>東京事務所副所長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>福祉総合支援センター次長</td> </tr> <tr> <td><u>危機管理調整監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">省略</td> <td>部付（1種及び3種に該当する職を除く。）</td> <td rowspan="10">4種</td> </tr> <tr> <td><u>建築審査専門監</u></td> </tr> <tr> <td>えひめ野球文化推進監</td> </tr> <tr> <td><u>文化振興推進監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区分	知事の事務部局	省略	1種	_____	省略	<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>	省略	_____	省略	<u>東京事務所長</u>	省略	_____	省略	_____	3種	_____	省略	地方局土木事務所管理課長	<u>東京事務所副所長</u>	省略	福祉総合支援センター次長	<u>危機管理調整監</u>	省略	_____	省略	部付（1種及び3種に該当する職を除く。）	4種	<u>建築審査専門監</u>	えひめ野球文化推進監	<u>文化振興推進監</u>	省略	_____	_____	_____	_____	省略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事の事務部局</td> <td>省略</td> <td rowspan="10">1種</td> </tr> <tr> <td><u>営業統括部長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>福祉政策統括監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>東京事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>東京事務所副所長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>危機管理調整監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">省略</td> <td>_____</td> <td rowspan="10">3種</td> </tr> <tr> <td><u>感染症対策調整監</u></td> </tr> <tr> <td><u>少子化対策推進マネージャー</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>地方局土木事務所管理課長</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>福祉総合支援センター次長</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">省略</td> <td>部付（1種及び3種に該当する職を除く。）</td> <td rowspan="10">4種</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>えひめ野球文化推進監</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区分	知事の事務部局	省略	1種	<u>営業統括部長</u>	省略	<u>福祉政策統括監</u>	省略	<u>東京事務所長</u>	省略	<u>東京事務所副所長</u>	省略	<u>危機管理調整監</u>	省略	省略	_____	3種	<u>感染症対策調整監</u>	<u>少子化対策推進マネージャー</u>	省略	地方局土木事務所管理課長	_____	省略	福祉総合支援センター次長	_____	_____	省略	部付（1種及び3種に該当する職を除く。）	4種	_____	_____	えひめ野球文化推進監	_____	_____	_____	_____	_____	省略
部 局	公 職	区分																																																																														
知事の事務部局	省略	1種																																																																														

	省略																																																																															
	<u>少子化対策・女性活躍統括部長</u>																																																																															
	省略																																																																															

	省略																																																																															
	<u>東京事務所長</u>																																																																															
	省略																																																																															

省略	_____	3種																																																																														

	省略																																																																															
	地方局土木事務所管理課長																																																																															
	<u>東京事務所副所長</u>																																																																															
	省略																																																																															
	福祉総合支援センター次長																																																																															
	<u>危機管理調整監</u>																																																																															
	省略																																																																															

省略	部付（1種及び3種に該当する職を除く。）	4種																																																																														
	<u>建築審査専門監</u>																																																																															
	えひめ野球文化推進監																																																																															
	<u>文化振興推進監</u>																																																																															
	省略																																																																															

	省略																																																																															
部 局	公 職	区分																																																																														
知事の事務部局	省略	1種																																																																														
	<u>営業統括部長</u>																																																																															
	省略																																																																															
	<u>福祉政策統括監</u>																																																																															
	省略																																																																															
	<u>東京事務所長</u>																																																																															
	省略																																																																															
	<u>東京事務所副所長</u>																																																																															
	省略																																																																															
	<u>危機管理調整監</u>																																																																															
省略																																																																																
省略	_____	3種																																																																														
	<u>感染症対策調整監</u>																																																																															
	<u>少子化対策推進マネージャー</u>																																																																															
	省略																																																																															
	地方局土木事務所管理課長																																																																															

	省略																																																																															
	福祉総合支援センター次長																																																																															

省略	部付（1種及び3種に該当する職を除く。）	4種																																																																														

	えひめ野球文化推進監																																																																															

	省略																																																																															

地方局土木事務所用地課長（大洲土木事務所を除く。） 省略 家畜保健衛生所長 家畜病性鑑定所長 省略 省略 子ども療育センター看護部長 子ども療育センター看護主幹 省略 _____ 省略	5種	地方局土木事務所用地課長 _____ _____ 省略 家畜保健衛生所長 _____ 省略 省略 子ども療育センター看護部長 _____ 省略 家畜病性鑑定所長 省略	5種
省略		省略	
備考 省略		備考 省略	

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第4条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）				別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）			
	所在地	公 署	級別 区分		所在地	公 署	級別 区分
省略				省略			
越智郡	省略			越智郡	省略		
	上島町弓削下弓削1037番地2	上島町産業建設部観光戦略課	2級		_____	_____	2級
	上島町岩城3570番地	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室普及指導員岩城駐在所			上島町岩城3570番地	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室普及指導員岩城駐在所	
	省略				省略		
省略				省略			

（地域手当に関する規則の一部改正）

第5条 地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（支給地域及び級地）		（支給地域及び級地）	
第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>埼玉県さいたま市</u> 3級地 (4)・(5) 省略		第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>千葉県千葉市及び愛知県名古屋市</u> 3級地 (4)・(5) 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則9-5

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の一部を改正する規則

管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（愛媛県人事委員会規則9-4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p>第3条 条例第5条第3号に規定する同条第1号及び第2号の職に準ずる職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表5級の部及び6級の部の職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職（教育委員会の事務部局の事務主幹並びに第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。）</p> <p>(3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表4級の部及び5級の部の職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職（<u>専門幹並びに</u>第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。）</p> <p>(4) 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。）別表第1医療職給料表(□)（1～7）の部6級の欄に掲げる職（<u>副主幹、専門幹及び</u>次号に規定する職を除く。）</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>（管理監督職への併任の特例）</p> <p>第11条 任命権者は、次に掲げる _____ 職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合 _____ に限り、第4条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。</p> <p>(1) <u>条例第3条第1項及び第2項の規定により勤務している管理監督職を占める職員</u></p> <p>(2) <u>条例第8条第1項から第4項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) <u>条例別表に掲げる施設等又は県立病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師をもって充てる職を占める職員</u></p>	<p>（管理監督職に含まれる職）</p> <p>第3条 条例第5条第3号に規定する同条第1号及び第2号の職に準ずる職として人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）別表第10 1 行政職給料表級別職務区分表5級の部及び6級の部の職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職（ _____ 第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。）</p> <p>(3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第10 3 研究職給料表級別職務区分表4級の部及び5級の部の職務の級区分欄の級に含まれる職の欄に掲げる職（ _____ 第5号及び条例第5条第1号に規定する職を除く。）</p> <p>(4) 愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。）別表第1医療職給料表(□)（1～7）の部6級の欄に掲げる職（ _____ 次号に規定する職を除く。）</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>（管理監督職への併任の特例）</p> <p>第11条 任命権者は、<u>条例第8条第1項から第4項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員</u>が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合<u>その他人事委員会</u>が定める場合に限り、第4条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地学校等の指定（令和4年3月愛媛県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校			1 へき地学校		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 中学校の部			(2) 中学校の部		
市 郡 名	学 校 名	級別区分	市 郡 名	学 校 名	級別区分
省略			省略		
大 洲 市			大 洲 市	大洲市立河辺中学校	2 級
	省略			省略	
省略			省略		
2 省略			2 省略		

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第17号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県選挙管理委員会仮委員長 越 智 やよい

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(閲覧所)		(閲覧所)	
第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。		第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。	
1	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（ <u>愛媛県総務部行財政推進局市町振興課内</u> ）	1	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（ <u>愛媛県総務部総務管理局市町振興課内</u> ）
2	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局地域産業振興部地域政策課内	2	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局総務企画部地域政策課 内
3	松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局地域産業振興部地域政策課内	3	松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課 内
4	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課内	4	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課 内
2 省略		2 省略	

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会議事事務局

愛媛県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県議会議長 三宅浩正

愛媛県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会議事事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 副主幹</u></p> <p><u>(4) 専門幹</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>3 次長、参事、課長、室長、副参事、主幹、<u>副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事及び主事は、書記をもつて充てる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 <u>副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>9 <u>専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p>(総務事務管理室長の専決事項)</p> <p>第10条 知事の事務部局の総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室_____ (以下「<u>総務事務管理室</u>」という。)の長の職にある職員 (以下「<u>総務事務管理室長</u>」という。)は、次に掲げる事項 (他の主管に属するものを除く。)について専決することができる。</p>	<p>(職)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p>3 次長、参事、課長、室長、副参事、主幹_____、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事及び主事は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p>(総務事務管理室長の専決事項)</p> <p>第10条 知事の事務部局の企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室 (以下「<u>総務事務改革室</u>」という。)の長の職にある職員 (以下「<u>総務事務改革室長</u>」という。)は、次に掲げる事項 (他の主管に属するものを除く。)について専決することができる。</p>

(1)～(4) 省略
(総務事務管理室長の事務の代決)

第15条 総務事務管理室長が不在のときは、総務事務管理室の主幹がその事務を代決する。

2 総務事務管理室長及び総務事務管理室の主幹が不在のときは、あらかじめ総務事務管理室長の指定した職員が代決することができる。

(1)～(4) 省略
(総務事務改革室長の事務の代決)

第15条 総務事務改革室長が不在のときは、総務事務改革室の主幹がその事務を代決する。

2 総務事務改革室長及び総務事務改革室の主幹が不在のときは、あらかじめ総務事務改革室長の指定した職員が代決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、<u>副主幹、専門幹、専門員</u>、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td><u>上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>専門幹</td> <td><u>上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 (愛媛県発電工水管理事務所等の職員)</p> <p>第13条 愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 副主幹</p> <p>(6) 専門幹</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	職	職務	省略		主幹	省略	副主幹	<u>上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u>	専門幹	<u>上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u>	省略		<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付_____、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略 (愛媛県発電工水管理事務所等の職員)</p> <p>第13条 愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>	職	職務	省略		主幹	省略					省略	
職	職務																								
省略																									
主幹	省略																								
副主幹	<u>上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係又はグループの事務を管理し、当該係又はグループに属する職員の指導及び育成を行う。</u>																								
専門幹	<u>上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u>																								
省略																									
職	職務																								
省略																									
主幹	省略																								
省略																									

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

2 前項の職員のうち、参事、副参事、課長、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任及び主事は、業務の状況により置かないことができる。

(支所の職員)

第14条 支所に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 副主幹
- (4) 専門幹
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

2 前項の職員のうち、副参事、副主幹、専門幹、担当係長、専門員、主任及び技師は、業務の状況により置かないことができる。

(病院の職員)

第16条 病院に次の職員を置く。

- (1)～(20) 省略
- (21) 副主幹
- (22) 専門幹
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、主幹、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、副主幹、専門幹、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

別表第3 (第11条関係)

病院	係の名称
省略	
愛媛県立今治病院	省略 (薬剤部) 薬事係、調剤係、 <u>病棟薬剤係</u>
省略	
愛媛県立新居浜病院	省略 (薬剤部) 薬事係、調剤係、 <u>病棟薬剤係</u>

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

2 前項の職員のうち、参事、副参事、課長_____、専門員、係長、担当係長、主任及び主事は、業務の状況により置かないことができる。

(支所の職員)

第14条 支所に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

2 前項の職員のうち、副参事_____、担当係長、専門員、主任及び技師は、業務の状況により置かないことができる。

(病院の職員)

第16条 病院に次の職員を置く。

- (1)～(20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、主幹、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長_____、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

別表第3 (第11条関係)

病院	係の名称
省略	
愛媛県立今治病院	省略 (薬剤部) 薬事係、調剤係_____
省略	
愛媛県立新居浜病院	省略 (薬剤部) 薬事係、調剤係_____

任（3級）に改め、同項6級の欄中「（6級）」を削り、「○部付」を
 任技師（3級）」
 長（7級）」を削る。
 附 則
 この管理規程は、公布の日から施行する。

「○部付
 ○副主幹 に改め、同項7級の欄中「○副看護部
 ○専門幹」

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
 各事業所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)</p> <p>第7条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第12項までに規定するとおりとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>7 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>(支所の職員の職務)</p> <p>第7条の2 愛媛県松山発電工水管理事務所銅山川支所の職員の職務は、次項から第8項までに規定するとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 副主幹は、支所長を補佐するとともに、支所長の命を受け、グループの事務を管理し、当該グループに属する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p><u>4 専門幹は、支所長の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>(病院の職員の職務)</p> <p>第9条 病院の職員の職務は、次項から第23項までに規定するとおりとする。</p>	<p>(発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)</p> <p>第7条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第10項までに規定するとおりとする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>(支所の職員の職務)</p> <p>第7条の2 愛媛県松山発電工水管理事務所銅山川支所の職員の職務は、次項から第6項までに規定するとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(病院の職員の職務)</p> <p>第9条 病院の職員の職務は、次項から第21項までに規定するとおりとする。</p>

2～17 省略

18 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、特定の事務を管理し、当該事務を担当する職員の指導及び育成を行う。

19 専門幹は、上司の命を受け、特に高度の知識又は経験を必要とする専門事項を処理し、当該専門事項に係る事務を分担する職員の指導及び育成を行う。

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

2～17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長、課長補佐、主幹又は知事の事務部局の総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室 <u>総務事務管理室</u> (以下「総務事務管理室」という。)の長の職にある職員(以下「総務事務管理室長」という。)が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略 (代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1次代決者</th> <th style="text-align: center;">第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総務事務管理室長</u></td> <td style="text-align: center;">総務事務管理室の主幹</td> <td style="text-align: center;">総務事務管理室長が指定した職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第2 (第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>備考1 省略</p> <p>2 総務事務管理室長の担当事務に係る総務課の表9の部2の項(2)及び(3)の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務事務管理室長」とする。</p>	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略			<u>総務事務管理室長</u>	総務事務管理室の主幹	総務事務管理室長が指定した職員	省略	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長、課長補佐、主幹又は知事の事務部局の企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室 <u>総務事務改革室</u> (以下「総務事務改革室」という。)の長の職にある職員(以下「総務事務改革室長」という。)が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略 (代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1次代決者</th> <th style="text-align: center;">第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総務事務改革室長</u></td> <td style="text-align: center;">総務事務改革室の主幹</td> <td style="text-align: center;">総務事務改革室長が指定した職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第2 (第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>備考1 省略</p> <p>2 総務事務改革室長の担当事務に係る総務課の表9の部2の項(2)及び(3)の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務事務改革室長」とする。</p>	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略			<u>総務事務改革室長</u>	総務事務改革室の主幹	総務事務改革室長が指定した職員	省略
決裁者		代決者																							
	第1次代決者	第2次代決者																							
省略																									
<u>総務事務管理室長</u>	総務事務管理室の主幹	総務事務管理室長が指定した職員																							
省略																									
決裁者	代決者																								
	第1次代決者	第2次代決者																							
省略																									
<u>総務事務改革室長</u>	総務事務改革室の主幹	総務事務改革室長が指定した職員																							
省略																									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。